

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	再処理等 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
<p>2. 工事の計画の認可及び届出及び認可手続の範囲 (2) 工事計画に記載すべき設備及び機器等の範囲</p> <p>工事計画に記載しなければならない事項は、規則第9条第2項又は第12条第2項で発電用原子炉施設の種別に応じて規則別表第2の中欄で定めるものとされており、規則別表第2の中欄において、設備ごとにさらに機器等の単位で記載要求事項を定めている。この規則別表第2に規定されている記載要求事項については、少なくとも技術基準規則への適合性を示す上で必要十分な内容が記載される必要があり、以下では、規則別表第1における設備及び機器等の規定も含めて、機器等の仕様に関する記載要求範囲と設備及び機器等の記載要求範囲に分けて示す。</p>	<p>2 設工認申請における仕様表の作成要領</p> <p>1. 目的</p> <p>仕様表を記載する設備について、記載の統一及び一貫性を図ることを目的として仕様表の作成要領を策定する。 なお、記載例については、別紙1に示す。</p> <p>2. 具体的な仕様表の作成方法</p> <p>2.1 資料構成</p> <p>(1) 仕様表の資料構成は以下とする。</p> <p>a. 申請対象設備については、申請書本文「三 再処理施設／特定廃棄物管理施設の区分並びに設計及び工事の方法」の別添Ⅱの記載順に記載する。</p> <p>b. 仕様表記載対象設備は「申請範囲」※1により対象設備を明確化する。</p> <p>c. 仕様表は、1 設備につき1 件とし、複数の設備（系統）区分※2の機能を有する設備であっても仕様表は1 件とする。 ただし、A系／B系、第1/第2のように同一仕様の設備の場合は、仕様表を一つに纏めてもよい。</p> <p>※1：今回の手続き対象外で「記載の適正化のみ」を行う設備は、「申請範囲」に手続き対象外である旨を記載する。 (例) ○○ポンプ（手続き対象外）</p> <p>※2：設備（系統）区分の記載について、設備名のみで対象が自明の場合は系統名を記載しなくても良い。 (以下、各章においても同様。)</p>	<p>2 工事計画認可申請における要目表の作成要領</p> <p>1. 目的</p> <p>新規制基準対応設備のうち別表第二において設備別記載事項を記載する設備について、記載の統一及び一貫性を図ることを目的として要目表の作成要領を策定する。 なお、記載例については、別紙1に示す。</p> <p>2. 具体的な要目表の作成方法</p> <p>2.1 資料構成</p> <p>(1) 要目表の資料構成は以下とする。</p> <p>a. 申請対象設備については、別表第二の記載順に記載する。</p> <p>b. 要目表記載対象設備は「申請範囲」※1により対象設備を明確化する。</p> <p>c. 要目表は、1 設備につき1 件とし、複数の設備（系統）区分※2の機能を有する設備であっても要目表は1 件とする。</p> <p>※1：今回の手続き対象外で「記載の適正化のみ」を行う設備は、「申請範囲」に手続き対象外である旨を記載する。 (例) ○○ポンプ（手続き対象外）</p> <p>※2：設備（系統）区分の記載について、設備名のみで対象が自明の場合は系統名を記載しなくても良い。 (以下、各章においても同様。)</p>	<p>・仕様表の合理化のため、追記。</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた再処理施設、廃棄物管理施設の設工認作成要領【仕様表記載項目】

<比較検討>

発電用原子炉施設の工事計画に係る手続ガイド	設工認作成要領（案）	工認作成要領（補足説明資料）	備考												
<p>2) 設備及び機器等の記載要求範囲 (前略) また、兼用するもの(複数の設備の機能を持ったものをいう。)、共用するものがある場合には、主たる機能に関する設備の区分で機器等を記載し、その他の機能に関する設備の区分においては、主たる機能に関する設備の区分と機器等の名称及び構成等を記載することで機能を有する範囲を明確にすれば、必ずしもそれぞれの設備区分で同じ記載をする必要はないものとする。ただし、設備区分によって記載すべき機器等の仕様等が異なる場合には、関係する設備区分での記載を網羅する必要があり、どの区分に対応した記載内容かを付記するものとする。</p>	<p>2.2 仕様表の記載方法</p> <p>(1) 施設に共通する記載</p> <p>a. 共用について</p> <p>(a) 他[○]の原子力施設と共用する設備の名称についての表記は以下とする。また、共用設備を設置する施設側を先に記載する。(別紙1 記載例1/○参照)</p> <table border="1" data-bbox="1032 541 1700 772"> <thead> <tr> <th colspan="2">仕様表の記載方法</th> <th>記載例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常設/ 可搬型</td> <td>設備名称のあとに「(再処理施設、(共用する施設名称) 共用)」を記載する。</td> <td>モニタリングポスト (再処理施設, MOX 燃料加工施設共用)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(b) 共用に関する記載ルールについて</p> <p>「共用設備を設置しない施設側」については、特記事項に「(共用設備を設置する施設) にて申請済み」である旨を記載した上で、設備仕様を記載する。 (別紙1 記載例1/○参照)</p> <p>b. 兼用について (以降、3.まで検討中)</p> <p>(a) 複数の設備(系統)区分で兼用する設備の記載方針</p> <p>①従前の規制より複数の設備(系統)区分の設計基準対象施設として使用しているもの(残留熱除去系ポンプ等)は、従前の規制手続きと同様に主たる機能に着目し、設計基準対象施設として「主たる設備(系統)区分」のみに記載する。</p> <p>②新たな規制への対応のために複数の設備(系統)区分の設備として使用する以下のものは、「主となる設備(系統)区分」に加え「兼用先」にも記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存の設計基準対象施設を他の設備(系統)区分の設計基準対象施設として新たに兼用するものは設計基準対象施設として「兼用先」に記載する。 既存の設計基準対象施設を他の設備(系統)区分の重大事故等対処設備として新たに兼用するもの(中央制御室送風機等)は重大事故等対処設備として「兼用先」に記載する。 (別紙1 記載例 ○/○ : ○参照) 	仕様表の記載方法		記載例	常設/ 可搬型	設備名称のあとに「(再処理施設、(共用する施設名称) 共用)」を記載する。	モニタリングポスト (再処理施設, MOX 燃料加工施設共用)	<p>2.2 要目表の記載方法</p> <p>(1) 施設に共通する記載</p> <p>a. 共用について</p> <p>(a) ○▽発電所登録側の共用する設備の名称についての表記は以下とする。</p> <table border="1" data-bbox="1783 583 2451 772"> <thead> <tr> <th colspan="2">要目表の記載方法</th> <th>記載例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常設/ 可搬型</td> <td>設備名称のあとに「(○, ○▽発電所共用)」を記載する。</td> <td>△△ポンプ (○○, ○▽発電所共用)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(b) 共用に関する記載ルールについて</p> <p>「○▽発電所登録側」に設備仕様一式を記載する。</p> <p>b. 兼用について</p> <p>(a) 複数の設備(系統)区分で兼用する設備の記載方針</p> <p>①従前の規制より複数の設備(系統)区分の設計基準対象施設として使用しているもの(残留熱除去系ポンプ等)は、従前の規制手続きと同様に主たる機能に着目し、設計基準対象施設として「主たる設備(系統)区分」のみに記載する。</p> <p>②新たな規制への対応のために複数の設備(系統)区分の設備として使用する以下のものは、「主となる設備(系統)区分」に加え「兼用先」にも記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存の設計基準対象施設を他の設備(系統)区分の設計基準対象施設として新たに兼用するものは設計基準対象施設として「兼用先」に記載する。 既存の設計基準対象施設を他の設備(系統)区分の重大事故等対処設備として新たに兼用するもの(ほう酸水注入ポンプ等)は重大事故等対処設備として「兼用先」に記載する。 (別紙1 記載例 1/14 : ①参照) 	要目表の記載方法		記載例	常設/ 可搬型	設備名称のあとに「(○, ○▽発電所共用)」を記載する。	△△ポンプ (○○, ○▽発電所共用)	<p>・記載の明確化</p> <p>・他の原子力施設との共用であるため、「共用設備を設置しない施設側」にも記載する。</p>
仕様表の記載方法		記載例													
常設/ 可搬型	設備名称のあとに「(再処理施設、(共用する施設名称) 共用)」を記載する。	モニタリングポスト (再処理施設, MOX 燃料加工施設共用)													
要目表の記載方法		記載例													
常設/ 可搬型	設備名称のあとに「(○, ○▽発電所共用)」を記載する。	△△ポンプ (○○, ○▽発電所共用)													

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた再処理施設、廃棄物管理施設の設工認作成要領【仕様表記載項目】

<比較検討>

発電用原子炉施設の工事計画に係る手順ガイド	設工認作成要領（案）	工認作成要領（補足説明資料）	備考
	<p>b. 新たに追加設置した重大事故等対処設備を他の設備（系統）区分の重大事故等対処設備として兼用するもの（データ収集装置等）は重大事故等対処設備として「兼用先」に記載する。 （別紙1 記載例○/○：○参照）</p> <p>(b) 複数の設備（系統）区分で兼用する設備の記載方法</p> <p>①複数の設備（系統）区分の機能を持つ設備を他の設備（系統）区分の設備として兼用するものは、「主となる設備（系統）区分」に「兼用先」の設備別記載事項を追加し、注記を付記する。</p> <p>②「兼用先」への記載は、文章にて「主となる設備（系統）区分」、「兼用すること」及び「設備（系統）名称」を記載する。 （別紙1 記載例○/○：○参照）</p> <p>③「新たに登録する場合」の表記として、「本設工認で」の文章を記載することで新たな登録であることを示す。 （別紙1 記載例○/○：○参照）</p> <p>④設備（系統）区分によって記載すべき仕様（揚程等）が異なるものについては、その異なる仕様を一つの仕様表にまとめて記載する。この場合、複数の仕様が併記されるため、該当する仕様に注記を付記し、対応する設備（系統）区分が明確になるように記載する。 （別紙1 記載例○/○：○参照）</p> <p>(c) 「主となる設備（系統）区分」と「兼用先」の仕様表の関連付け</p> <p>①「主となる設備（系統）区分」には、「兼用先」の「設備（系統）区分」がわかるように、また「兼用先」には、「主となる設備（系統）区分」がわかるように記載し、互いの関連付けを行う。 記載は、「主となる設備（系統）区分」の名称欄に注記を付記し、「兼用先」の全ての設備（系統）区分を記載する。 これにより、「兼用先」同士の関連性が明らかになるため、「兼用先」では、「主となる設備（系統）区分」のみを記載する。 （別紙1 記載例○/○：○参照）</p>	<p>・新たに追加設置した重大事故等対処設備を他の設備（系統）区分の重大事故等対処設備として兼用するもの（格納容器圧力逃がし装置、常設低圧代替注水ポンプ等）は重大事故等対処設備として「兼用先」に記載する。 （別紙1 記載例 2/14：①参照）</p> <p>(b) 複数の設備（系統）区分で兼用する設備の記載方法</p> <p>①複数の設備（系統）区分の機能を持つ設備を他の設備（系統）区分の設備として兼用するものは、「主となる設備（系統）区分」に「兼用先」の設備別記載事項を追加し、注記を付記する。</p> <p>②「兼用先」への記載は、文章にて「主となる設備（系統）区分」、「兼用すること」及び「設備（系統）名称」を記載する。 （別紙1 記載例 3/14：①参照）</p> <p>③「新たに登録する場合」の表記として、「本工事計画で」の文章を記載することで新たな登録であることを示す。 （別紙1 記載例 3/14：②参照）</p> <p>④設備（系統）区分によって記載すべき仕様（揚程等）が異なるものについては、その異なる仕様を一つの要目表にまとめて記載する。この場合、複数の仕様が併記されるため、該当する仕様に注記を付記し、対応する設備（系統）区分が明確になるように記載する。 （別紙1 記載例 4/14：①参照）</p> <p>(c) 「主となる設備（系統）区分」と「兼用先」の要目表の関連付け</p> <p>①「主となる設備（系統）区分」には、「兼用先」の「設備（系統）区分」がわかるように、また「兼用先」には、「主となる設備（系統）区分」がわかるように記載し、互いの関連付けを行う。 記載は、「主となる設備（系統）区分」の名称欄に注記を付記し、「兼用先」の全ての設備（系統）区分を記載する。 これにより、「兼用先」同士の関連性が明らかになるため、「兼用先」では、「主となる設備（系統）区分」のみを記載する。 （別紙1 記載例 3/14：③参照）</p>	

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた再処理施設、廃棄物管理施設の設工認作成要領【仕様表記載項目】

<比較検討>

発電用原子炉施設の工事計画に係る手続ガイド	設工認作成要領（案）	工認作成要領（補足説明資料）	備考
	<p>②「主となる施設区分」と「兼用先」の施設区分が異なる場合は、「施設区分」も含んで記載し、「兼用先」が同一の施設である場合には、「施設区分」の記載は行わない。 (別紙1 記載例○/○：○参照)</p> <p>③「兼用する設備（系統）区分」については、別紙2の「仕様表 兼用先一覧」に従い兼用先を設定する。</p> <p>(d)「主となる設備（系統）区分」と同じ機器区分（容器、管等）が兼用先がない場合</p> <p>①「兼用先」では異なる機器区分となるが、仕様表として記載できる場合は、別紙2「仕様表 兼用先一覧表」の「兼用する施設・設備（系統）区分」に従い兼用先を設定し、仕様表に記載する。</p> <p>②「兼用先」で仕様表として記載できる機器区分がない場合、仕様表には記載せず、兼用先の施設の基本設計方針の「兼用設備リスト」に設備名を記載する。</p> <p>c. 変更前後の書き分け</p> <p>(a) 新たな規制への対応のため設工認の手続きが必要となる設備（以下①～⑦に示す設備）の仕様表については、必要な仕様を「変更後」に記載し「変更前」は「－」を記載する。 (別紙1 記載例 ○/○：○参照)</p> <p>この際、既設の設備を変更後に記載する設備は、注記を付記し既設の設備である旨を記載する。この場合、注記を付記する位置については、設備全体が既設である場合は、原則代表して「名称」欄又は対象設備が複数の場合（例：貯蔵ピット）は「変更後」欄に1か所、一部の仕様に変更等がある場合は該当する仕様個別に付記する。 (別紙1 記載例 ○/○：○参照)</p>	<p>②「主となる施設区分」と「兼用先」の施設区分が異なる場合は、「施設区分」も含んで記載し、「兼用先」が同一の施設である場合には、「施設区分」の記載は行わない。 (別紙1 記載例 2/14：②参照)</p> <p>③「兼用する設備（系統）区分」については、別紙2の「要目表 兼用先一覧」に従い兼用先を設定する。</p> <p>(d)「主となる設備（系統）区分」と同じ機器区分（容器、管等）が兼用先がない場合</p> <p>①「兼用先」では異なる機器区分となるが、要目表として記載できる場合は、別紙2「要目表 兼用先一覧表」の「兼用する施設・設備（系統）区分」に従い兼用先を設定し、要目表に記載する。</p> <p>②「兼用先」で要目表として記載できる機器区分がない場合、要目表には記載せず、兼用先の施設の基本設計方針の「兼用設備リスト」に設備名を記載する。</p> <p>(e) 情報提供系、サポート系（補機冷却系、換気空調系、電源系及び圧力逃がし装置の移送ポンプ及び配管）に関しては、施設区分の兼用はしない。</p> <p>c. 変更前後の書き分け</p> <p>(a) 新たな規制への対応のため工事計画の手続きが必要となる設備（以下①～⑦に示す設備）の要目表については、必要な仕様を「変更後」に記載し「変更前」は「－」を記載する。 (別紙1 記載例 5/14：①参照)</p> <p>この際、既設の設備を変更後に記載する設備は、注記を付記し既設の設備である旨を記載する。この場合、注記を付記する位置については、設備全体が既設である場合は、原則代表して「名称」欄又は対象設備が複数の場合（例：火災区域構造物・火災区画構造物）は「変更後」欄に1か所、一部の仕様に変更等がある場合は該当する仕様個別に付記する。 (別紙1 記載例 5/14：②参照)</p>	<p>・DB/SA 兼用設備、SA 間兼用設備は該当するため、記載を削除。</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた再処理施設、廃棄物管理施設の設工認作成要領【仕様表記載項目】

<比較検討>

発電用原子炉施設の工事計画に係る手続ガイド	設工認作成要領（案）	工認作成要領（補足説明資料）	備考
	<p>①重大事故等対処設備として新たに追加設置した設備 (別紙1 記載例○/○:○参照)</p> <p>②従前の規制では設工認の手続対象外であった既設設備を重大事故対処設備として新たに登録する設備又は新たに記載する仕様</p> <p>③設計基準対処施設として新たに設工認の手続き対象となった設備又は仕様 (別紙1 記載例○/○:○参照)</p> <p>④兼用設備として新たに登録する設備又は仕様 (別紙1 記載例○/○:○参照)</p> <p>⑤既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として使用する設備のうち、重大事故等対処設備としての使用条件(温度、圧力等)が設計基準対象施設としての設計条件を超える仕様 (別紙1 記載例○/○:○参照)</p> <p>⑥改造工事を行う設備(既設工認の本文記載事項の変更を伴うもの)</p> <p>d. 同じ設備区分で同一機器を異なる用途で使用する場合の記載について 計測制御系統施設の○○信号及び工学的安全施設等の起動信号に記載される検出器のように、異なる用途に対し同一の検出器を使用する場合は兼用とはならないが、使用する全ての用途が明確となるよう、注記を付記し、互いの関連付けを行う。 (別紙1 記載例○/○:○参照)</p>	<p>①重大事故等対処設備として新たに追加設置した設備 (別紙1 記載例 2/14 :③参照)</p> <p>②従前の規制では工事計画の手続対象外であった既設設備を重大事故対処設備として新たに登録する設備又は新たに記載する仕様</p> <p>③設計基準対処施設として新たに工事計画の手続き対象となった設備又は仕様 (別紙1 記載例 5/14 :③参照)</p> <p>④既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として新たに登録する際に機器クラス区分が変更となることで要求事項(継手仕様等)が追加された設備</p> <p>⑤兼用設備として新たに登録する設備又は仕様 (別紙1 記載例 1/14 :②参照)</p> <p>⑥既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として使用する設備のうち、重大事故等対処設備としての使用条件(温度、圧力等)が設計基準対象施設としての設計条件を超える仕様 (別紙1 記載例 6/14 :①参照)</p> <p>⑦改造工事を行う設備(既工事計画書の本文記載事項の変更を伴うもの)</p> <p>d. 同じ設備区分で同一機器を異なる用途で使用する場合の記載について 計測制御系統施設の原子炉非常停止信号及び工学的安全施設等の起動信号に記載される検出器のように、異なる用途に対し同一の検出器を使用する場合は兼用とはならないが、使用する全ての用途が明確となるよう、注記を付記し、互いの関連付けを行う。 (別紙1 記載例 12/14 :①参照)</p>	<p>・機器クラス区分が存在しないため、削除。</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた再処理施設、廃棄物管理施設の設工認作成要領【仕様表記載項目】

<比較検討>

発電用原子炉施設の工事計画に係る手続ガイド	設工認作成要領（案）	工認作成要領（補足説明資料）	備考
<p>1) 機器等の仕様に関する記載要求範囲 (前略)</p> <p>また、配管等の「厚さ」、熱交換器（蒸気発生器を含む）、ポンプ、圧縮機、容器その他の機器等の「容量」および熱交換器（蒸気発生器含む）の「伝熱面積」等については、当該機器等の性能又は強度等が技術基準規則等に適合していることを確認したもの（以下「設計確認値」という。）と公称値を併記することとし、設計確認値の記載については、「〇〇以上」又は「〇〇以下」のように、下限又は上限である旨を明記してもよいこととする。その他、技術基準規則の規定内容に加え、以下の内容を踏まえて記載するものとする。</p>	<p>e. 重大事故等対処設備としての使用時における値について</p> <p>(a) 既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として使用する設備のうち、重大事故等対処設備としての使用条件（温度、圧力）が設計基準対象施設としての設計条件を超える設備については、その超える部分の仕様を「変更後」に記載する。この際、上段を設計基準対象施設としての値、下段に（）書きで重大事故等対処設備としての使用時における値とし、注記を付記して「重大事故等時における使用時の値」である旨を記載する。</p> <p>なお、耐圧要求がない既設の設計基準対象施設については、既設工認において仕様表上で使用条件（温度、圧力）を示していないことから、重大事故等時における使用条件のみを記載する。</p> <p>(別紙1 記載例○/○：○参照)</p> <p>(b) 重大事故等対処設備としてのみ使用する設備については、「最高使用圧力」及び「最高使用温度」（ポンプ等については「容量」、「揚程」も含む）の項目欄に注記を付して「重大事故等時における使用時の値」である旨を記載する。</p> <p>(別紙1 記載例○/○：○参照) (別紙1 記載例○/○：○参照)</p> <p>f. 設計確認値</p> <p>(a) ポンプ、熱交換器、容器等の容量、熱交換器等の伝熱面積及び JIS 配管を除く配管等の厚さについては「設計確認値」及び「公称値」を記載する。ただし、設計図書等にて「設計確認値」が明記されていない場合は、「公称値」と同一値を記載する。また、従来、「設計確認値」のみを記載していたものについては、原則、同一の値を「公称値」として記載する。ただし、安全弁・逃がし弁のリフト量、主要弁の弁箱厚さ及び弁蓋厚さ等の機器仕様上の最小値を記載している場合は「設計確認値」のみ記載する。</p> <p>(別紙1 記載例○参照)</p>	<p>e. 重大事故等対処設備としての使用時における値について</p> <p>(a) 既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として使用する設備のうち、重大事故等対処設備としての使用条件（温度、圧力）が設計基準対象施設としての設計条件を超える設備については、その超える部分の仕様を「変更後」に記載する。この際、上段を設計基準対象施設としての値、下段を重大事故等対処設備としての使用時における値とし、注記を付記して「重大事故等時における使用時の値」である旨を記載する。</p> <p>(別紙1 記載例 6/14：②参照)</p> <p>(b) 重大事故等対処設備としてのみ使用する設備については、「最高使用圧力」及び「最高使用温度」（ポンプ等については「容量」、「揚程」も含む）の項目欄に注記を付して「重大事故等時における使用時の値」である旨を記載する。また、既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として新たに登録する際に、機器クラス区分が変更になることで、記載が追加された管継手についても重大事故等対処設備としてのみ使用する設備として、「最高使用圧力」及び「最高使用温度」の項目欄に注記を付して「重大事故等時における使用時の値」である旨を記載する。</p> <p>(別紙1 記載例 2/14：④参照) (別紙1 記載例 4/14：②参照)</p> <p>f. 設計確認値</p> <p>(a) ポンプ、熱交換器、容器等の容量、熱交換器等の伝熱面積及び J I S 配管を除く配管等の厚さについては「設計確認値」及び「公称値」を記載する。ただし、設計図書等にて「設計確認値」が明記されていない場合は、「公称値」と同一値を記載する。また、従来、「設計確認値」のみを記載していたものについては、原則、同一の値を「公称値」として記載する。ただし、安全弁・逃がし弁のリフト量、主要弁の弁箱厚さ及び弁蓋厚さ等の機器仕様上の最小値を記載している場合は「設計確認値」のみ記載する。</p> <p>(別紙1 記載例 1/14：⑥参照)</p>	<p>・DB 設備として、使用条件が示されていない場合があるため、記載を追加。</p> <p>・機器クラス区分が存在しないため、削除。</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた再処理施設、廃棄物管理施設の設工認作成要領【仕様表記載項目】

<比較検討>

発電用原子炉施設の工事計画に係る手順ガイド	設工認作成要領（案）	工認作成要領（補足説明資料）	備考
<p>F. 個数</p> <p>重大事故等対処設備であって、通常運転時及び設計基準事故時にはその機能に期待しないものにあつては、技術基準規則上必要な個数とバックアップの個数とを分けて記載するとともに、「〇〇以上」として、維持する必要のある個数を記載することでもよいこととする。なお、バックアップについて（）を付して個数及びバックアップである旨の注釈を記載することとする。</p> <p>一方、通常運転時及び設計基準事故時に用いるための機器等であつて、機器の点検又は取替を効率的に行うため、繰り返しの入替を目的として取替を行う原子炉冷却材圧力バウンダリに係る機器等（主蒸気安全弁、主蒸気逃がし安全弁、制御棒駆動機構、改良型沸騰水型発電用原子炉施設の原子炉再循環ポンプモーターカバー及び補助カバー並びに加圧水型発電用原子炉施設の一次冷却材ポンプケーシングカバー等）については、設計上必要となる個数を記載し、予備品について（）を付して個数及び予備品である旨の注釈を記載することとする。そのため、使用前検査又は供用の実績のない予備品の使用については、予備品の数の変更となり、改造の工事となる。</p>	<p>(b) 「設計確認値」及び「公称値」を併記する場合は、「設計確認値」の後に括弧を付して「公称値」を記載し、注記を付して「公称値」である旨を記載する。 (別紙1 記載例○参照)</p> <p>g. 材料記号の記載</p> <p>(a) J I S規格に基づく材料記号の記載（施設時のJ I S規格に基づく材料記号を記載する。）</p> <p>①設備の施設以降に、J I S規格改定により材料記号が変更されたものであつても、今回の申請において施設時のJ I S材料記号を記載する。</p> <p>②既設設備の一部に最新のJ I S規格が使用されたものは、今回の申請において施設時のJ I S材料記号と最新のJ I S材料記号をそれぞれ記載する。</p> <p>(b) J I S規格以外を使用する材料記号の記載</p> <p>①企業のプライベート規格を使用している一般産業品については、使用している材料を総称する一般名を記載する。</p> <p>h. 個数</p> <p>(a) 技術基準規則上、予備を必要とする設備については、括弧外に必要な数を記載し、括弧内に予備数を併記する。 (別紙1 記載例○参照)</p> <p>重大事故等対処設備の可搬型設備のように維持する必要のある個数については、「〇〇以上」と記載することでもよいこととする。</p> <p>また、バックアップについて（）を付して個数及びバックアップである旨の注釈を記載することとする。</p> <p>なお、可搬型のホースについては、後述の「(2) 個別設備の記載 b. 個別事項（配管）、(c) 可搬型ホース」に示す。</p> <p>使用前検査又は供用の実績のない予備品の使用については、予備品の数の変更となり、改造の工事になる。</p>	<p>(b) 「設計確認値」及び「公称値」を併記する場合は、「設計確認値」の後に括弧を付して「公称値」を記載し、注記を付して「公称値」である旨を記載する。 (別紙1 記載例 1 / 14 : ⑥参照)</p> <p>g. 材料記号の記載</p> <p>(a) J I S規格に基づく材料記号の記載（施設時のJ I S規格に基づく材料記号を記載する。）</p> <p>①設備の施設以降に、J I S規格改定により材料記号が変更されたものであつても、今回の申請において施設時のJ I S材料記号を記載する。</p> <p>②既設設備の一部に最新のJ I S規格が使用されたものは、今回の申請において施設時のJ I S材料記号と最新のJ I S材料記号をそれぞれ記載する。</p> <p>(b) J I S規格以外を使用する材料記号の記載</p> <p>①企業のプライベート規格を使用している一般産業品については、使用している材料を総称する一般名を記載する。</p> <p>h. 個数</p> <p>(a) 可搬型設備のうち技術基準規則上、予備を必要とする設備については、括弧外に必要な数を記載し、括弧内に予備数を併記する。 (別紙1 記載例 4 / 14 : ③参照)</p> <p>なお、可搬型の主配管については、後述の「(2) 個別設備の記載, b. 個別事項（配管）、(c) 可搬型主配管」に示す。</p>	

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた再処理施設、廃棄物管理施設の設工認作成要領【仕様表記載項目】

<比較検討>

発電用原子炉施設の工事計画に係る手続ガイド	設工認作成要領（案）	工認作成要領（補足説明資料）	備考
<p>G. 取付箇所 常設の機器等（可搬型の機器等の一部で通常運転時から使用箇所に取り付けている機器等を含む。）については、属する系統の機能の独立性及び位置的分散を示すために十分な配置を説明する記載とする必要があり、また、溢水防護上の配慮が必要な機器等については、防護区画との関係及び据付高さ等を記載する必要がある。</p>	<p>i. 取付箇所 (a) 常設設備（可搬型設備のうち一部常設箇所を有する設備を含む。）の取付箇所については「系統名（ライン名）」、「設置床」、「溢水防護上の区画番号」及び「溢水防護上の配慮が必要な高さ」を記載する。 ①「属する系統の機能の独立性」の確認のため、仕様表へ「系統名（ライン名）」を記載し、「系統図」との関連付けを行う。ポンプ A, B や弁 A, B, C 等の複数機器を 1 件の仕様表に記載する場合には、その機器毎に「系統名（ライン名）」を記載する。なお、系統に接続されない機器（クレーン等）は「-」とする。 （詳細は別紙○参照） ②「位置的分散」の確認のため、仕様表へ「設置床」を記載し、「配置図」との関連付けを行う。記載欄には「建屋名称」及び機器等の「設置床レベル」を記載する。 （詳細は別紙○参照） ③「再処理施設内における溢水による損傷の防止に関する説明書」の「防護対象設備」及び「防護区画」との関連付けを行うため、仕様表へ「溢水防護上の区画番号」を記載する。新規要求事項であるため「変更後」の欄に記載する。 なお、溢水防護の対象設備以外の機器は「-」とする。 （詳細は別紙○参照） ④溢水防護上の配慮が必要となる機器等について、その機器が設置される区画のうち、機能喪失高さが最も低いものを選定した上で、裕度を設定して仕様表へ「溢水防護上の配慮が必要な高さ」として記載する。 新規要求事項であるため「変更後」の欄に記載する。 なお、溢水防護の対象設備以外の機器は「-」とする。 （詳細は別紙○参照）</p>	<p>i. 取付箇所 (a) 常設設備（可搬型設備のうち一部常設箇所を有する設備を含む。）の取付箇所については「系統名（ライン名）」、「設置床」、「溢水防護上の区画番号」及び「溢水防護上の配慮が必要な高さ」を記載する。 ①「属する系統の機能の独立性」の確認のため、要目表へ「系統名（ライン名）」を記載し、「系統図」との関連付けを行う。ポンプ A, B や弁 A, B, C 等の複数機器を 1 件の要目表に記載する場合には、その機器毎に「系統名（ライン名）」を記載する。なお、系統に接続されない機器（クレーン等）は「-」とする。 （詳細は別紙 3 参照） ②「位置的分散」の確認のため、要目表へ「設置床」を記載し、「配置図」との関連付けを行う。記載欄には「建屋名称」及び機器等の「設置床レベル」を記載する。 （詳細は別紙 3 参照） ③「発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書」の「防護対象設備リスト」及び「防護区画図面」との関連付けを行うため、要目表へ「溢水防護上の区画番号」を記載する。新規要求事項であるため「変更後」の欄に記載する。 なお、溢水防護の対象設備以外の機器は「-」とする。 （詳細は別紙 3 参照） ④溢水防護上の配慮が必要となる機器等について、その機器が設置される区画のうち、機能喪失高さが最も低いものを選定した上で、裕度を設定して要目表へ「溢水防護上の配慮が必要な高さ」として記載する。 新規要求事項であるため「変更後」の欄に記載する。 なお、溢水防護の対象設備以外の機器は「-」とする。 （詳細は別紙 3 参照）</p>	

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた再処理施設、廃棄物管理施設の設工認作成要領【仕様表記載項目】

<比較検討>

発電用原子炉施設の工事計画に係る手続ガイド	設工認作成要領（案）	工認作成要領（補足説明資料）	備考
<p>可搬型の機器等については、保管している場所に加え、使用時に取り付ける箇所を（ ）を付して記載することとする。</p>	<p>(b) 可搬型設備の取付箇所については、「保管場所」及び「取付箇所」を記載する。 なお、使用時に取り付ける箇所を（ ）を付して記載する。</p> <p>①屋外の可搬型設備の「保管場所」は、保管場所の設置床高さ及び保管場所が特定可能な記載とする。この場合、移動可能な設備であることを考慮し設置床高さには「約」を付記する。なお、設置床高さの表記方法については、事業変更許可申請書に準じる。 （別紙1 記載例○／○：○参照）</p> <p>②屋外の可搬型設備の「取付箇所」は、取付箇所の設置床高さ及び取付箇所が特定可能な記載とする。 （別紙1 記載例○／○：○参照）</p> <p>③可搬型設備のうち一部常設箇所を有する設備については、一部常設箇所の「溢水防護上の配慮が必要な高さ」を記載し、その旨が分かるよう注記を付記する。</p> <p>④可搬型ホースについて、複数の敷設ルートがある場合には、敷設距離が最長となるルートについて注記で記載する。また、複数の長さのホースを組み合わせる場合は、その内訳を注記で記載する。 （詳細は別紙○参照）</p> <p>j. SI単位換算</p> <p>(a) 既設工認に記載がある設備のうち、SI単位で記載されていないものについては、SI単位に換算した値を記載し、注記を付して「SI単位に換算した」旨を記載する。 なお、SI単位とSI単位以外の単位系を併記している場合については、SI単位以外の単位系の記載は削除し、注記を付して「SI単位以外の表記を削除した」旨を記載する。 （別紙1 記載例○／○：○参照）</p>	<p>(b) 可搬型設備の取付箇所については、「保管場所」及び「取付箇所」を記載する。</p> <p>①屋外の可搬型設備の「保管場所」は、保管場所の設置床高さ及び保管場所が特定可能な記載とする。この場合、移動可能な設備であることを考慮し設置床高さには「約」を付記する。なお、設置床高さの表記方法については、設置変更許可申請書に準じる。 （別紙1 記載例 4／14 :④参照）</p> <p>②屋外の可搬型設備の「取付箇所」は、取付箇所の設置床高さ及び取付箇所が特定可能な記載とする。 （別紙1 記載例 4／14 :⑤参照）</p> <p>③可搬型設備のうち一部常設箇所を有する設備については、一部常設箇所の「溢水防護上の配慮が必要な高さ」を記載し、その旨が分かるよう注記を付記する。</p> <p>④可搬型ホースについて、複数の敷設ルートがある場合には、敷設距離が最長となるルートについて注記で記載する。また、複数の長さのホースを組み合わせる場合は、その内訳を注記で記載する。 （詳細は別紙4参照）</p> <p>j. SI単位換算</p> <p>(a) 既工事計画書に記載がある設備のうち、SI単位で記載されていないものについては、SI単位に換算した値を「変更前」に記載し、注記を付して「SI単位に換算した」旨を記載する。 （別紙1 記載例 7／14 :②参照）</p>	<p>・既認可において、SI単位とそれ以外の単位を記載している場合があるため、記載を追加。</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた再処理施設、廃棄物管理施設の設工認作成要領【仕様表記載項目】

<比較検討>

発電用原子炉施設の工事計画に係る手順ガイド	設工認作成要領 (案)	工認作成要領 (補足説明資料)	備考
	<p>k. 使用前検査未完了の工事 (精査中)</p> <p>(a) 新規制施行前に工事の計画の認可又は届出した工事のうち、使用前検査に合格していないもので、今回の一体工事として手続きするものについては、「基本設計方針の変更の工事」として扱う。この場合、「変更前」に認可又は届出後の仕様を記載し、注記で基本設計方針の変更である旨の記載を行う。 例:届出した工事 注記 *1:記載内容は、既設工認(平成〇〇年〇〇月〇〇日付け原発本第〇〇〇号工事計画届出書)による。なお、本設工認は、届け出した工事計画に対して基本設計方針の変更を行うことに伴い申請するものである。</p> <p>(b) 今回の一体工事として手続きしないものについては、別途、「設工認」の「変更認可申請」、「変更届出」等の手続きを行う。そのため、これらに係る設備のうち今回の一体工事の手続きとして必要となるものは、仕様表の「変更前」部分に「既に認可を受けた」設工認の仕様表を記載するものとする。その場合において注記は記載しない。</p> <p>l. 防護上の配慮が必要な設備</p> <p>(a) 耐震基準変更に伴う耐震Sクラス設備、溢水防護上の配慮が必要となる防護対象設備、竜巻、火山又は外部火災等における防護対象であって仕様表記載対象設備の場合は、基準変更対応としての手続き対象設備として仕様表に記載する。</p> <p>m. 機能及び使用方法が同じ設備を複数台保有する場合の名称</p> <p>(a) 再循環系ポンプや逃がし安全弁等、機能及び使用方法が同じ設備を複数保有する場合の名称は、「A」、「B」、「C」等の個体を識別して記載する。 (例)〇〇建屋非常用蓄電池 A, B</p> <p>(b) 弁については弁番号で記載することとし、個体識別を付記した設備名称を記載する。なお、機能及び使用方法が同じ設備についてはまとめて記載する。 (例)仕様表記載名称「〇〇弁(〇〇-W〇〇)」</p> <p>n. 竜巻、内部溢水評価等の制約により分散配置を必要とする設備については、仕様表の取付箇所(保管場所)欄に分散して保管する旨を記載する。(可搬型建屋外ホース等)</p>	<p>k. 使用前検査未完了の工事</p> <p>(a) 新規制施行前に工事の計画の認可又は届出した工事のうち、使用前検査に合格していないもので、今回の一体工事として手続きするものについては、「基本設計方針の変更の工事」として扱う。この場合、「変更前」に認可又は届出後の仕様を記載し、注記で基本設計方針の変更である旨の記載を行う。 例:届出した工事 注記 *1:記載内容は、既工事計画書(平成〇〇年〇〇月〇〇日付け原発本第〇〇〇号工事計画届出書)による。なお、本工事計画書は、届け出した工事計画に対して基本設計方針の変更を行うことに伴い申請するものである。</p> <p>(b) 今回の一体工事として手続きしないものについては、別途、「工事計画」の「変更認可申請」、「変更届出」等の手続きを行う。そのため、これらに係る設備のうち今回の一体工事の手続きとして必要となるものは、要目表の「変更前」部分に「既に認可を受けた」工事計画の「変更前」の部分を記載するものとする。その場合において注記は記載しない。</p> <p>l. 防護上の配慮が必要な設備</p> <p>(a) 耐震基準変更に伴う耐震Sクラス設備、共振の影響を受ける耐震Bクラス設備、溢水防護上の配慮が必要となる防護対象設備、竜巻、火山又は外部火災等における防護対象であって別表第二の要目表対象設備の場合は、基準変更対応としての手続き対象設備として要目表に記載する。</p> <p>m. 機能及び使用方法が同じ設備を複数台保有する場合の名称</p> <p>(a) 再循環系ポンプや逃がし安全弁等、機能及び使用方法が同じ設備を複数保有する場合の名称は、「A」、「B」、「C」等の個体識別を記載せず、設備名称のみ記載する。 (例) 保有設備「再循環系ポンプ A, B」 ↓ 要目表記載名称「再循環系ポンプ」</p> <p>(b) 弁については弁番号で記載することとし、個体識別を付記した設備名称を記載する。なお、機能及び使用方法が同じ設備についてはまとめて記載する。 (例) 要目表記載名称「E12-F017A,B」</p> <p>n. 竜巻、内部溢水評価等の制約により分散配置を必要とする設備については、要目表の取付箇所(保管場所)欄に分散して保管する旨を記載する。 (可搬型代替注水中型ポンプ等)</p>	<p>・既認可の仕様表は、変更前後の形で記載していないため、記載を修正。</p> <p>・耐震Bクラス設備を仕様表記載対象としていないため、記載を削除。</p> <p>・仕様表1つに記載するため、個体識別を記載する。</p>

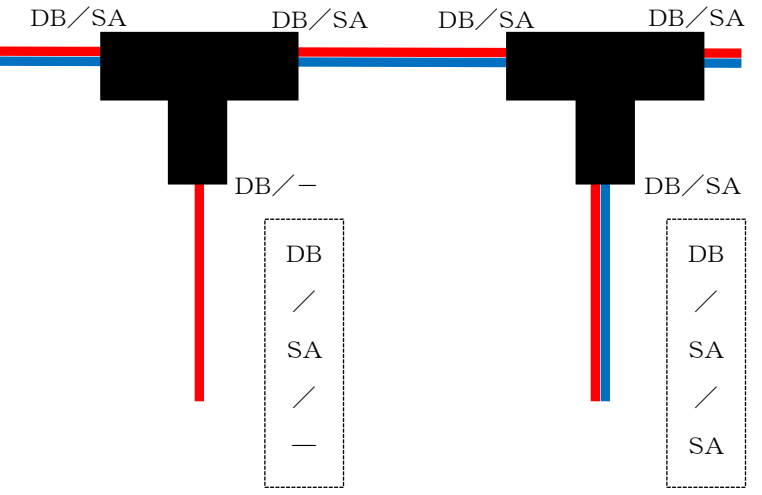
発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた再処理施設、廃棄物管理施設の設工認作成要領【仕様表記載項目】

<比較検討>

発電用原子炉施設の工事計画に係る手続ガイド	設工認作成要領（案）	工認作成要領（補足説明資料）	備考
	<p>(2) 個別設備の記載</p> <p>a. 個別事項(機器)</p> <p>(a) 工学的安全施設等の作動設定値において、既設の検出器を重大事故等対処設備として兼用し、ロジック回路のみ新たに構成する場合については、「変更前」を「－」とし、「変更後」に設備仕様を記載する。この場合、検出器は既設であること及び兼用であることを注記する。</p> <p>(b) 計測制御系統施設及び放射線管理施設については「計測範囲」及び「警報動作範囲」を記載するが、設計基準対象施設、重大事故等対処設備ともに技術基準規則で要求されている計測装置のみ適用し、計測範囲や警報動作を適用しない設備については、「－」とする。なお、既設工認の記載の適正化を行い「－」と記載する場合は、注記を付記して、警報動作を適用しない旨を記載する。</p> <p>(別紙1 記載例 ○/○:○参照)</p> <p>(c) 中央制御室及び緊急時対策所の居住性評価において考慮する生体遮蔽装置について 中央制御室及び緊急時対策所の居住性評価において解析上遮蔽として考慮する壁等については、「中央制御室遮蔽」又は「緊急時対策所遮蔽」として記載する。</p> <p>b. 個別事項(配管)</p> <p>(a) 仕様表名称 主配管については用途、使用範囲等の明確化のため、以下の範囲で名称を細分化する。</p> <p>①設計基準対象施設のみの境界 ②重大事故等対処設備のみの境界 ③重大事故等対処設備として既設の設計基準対象施設を使用するもので、設計基準対象施設としての仕様から変更がない境界 ④重大事故等対処設備として既設の設計基準対象施設を使用するもので、設計基準対象施設としての仕様から変更がある境界 ⑤兼用設備の境界 ⑥耐震重要度分類Sクラスの境界 ⑦主配管と非主配管の境界</p>	<p>(2) 個別設備の記載</p> <p>a. 個別事項(機器)</p> <p>(a) 工学的安全施設等の作動設定値において、既設の検出器を重大事故等対処設備として兼用し、ロジック回路のみ新たに構成する場合については、「変更前」を「－」とし、「変更後」に設備仕様を記載する。この場合、検出器は既設であること及び原子炉非常停止信号の検出器と兼用であることを注記する。</p> <p>(b) 非常用電源設備以外のポンプ車等に付属するポンプ駆動用の燃料タンク(車付タンク)については、補機駆動用燃料設備に記載する。また、ディーゼル機関を駆動源とする消火ポンプの燃料タンクも同様とする。</p> <p>(c) 「別表第二」記載事項のうち計測制御系統施設及び放射線管理施設に記載されている「警報装置を有する場合は、その動作範囲を付記すること。」については、設計基準対象施設、重大事故等対処設備ともに技術基準規則で要求されている計測装置のみ適用し、警報動作を適用しない設備については、「－」とする。なお、既工事計画書の記載の適正化を行う場合は、注記を付記して、警報動作を適用しない旨を記載する。</p> <p>(別紙1 記載例 13/14 :①参照)</p> <p>(d) 中央制御室及び緊急時対策所の居住性評価において考慮する生体遮蔽装置について 中央制御室及び緊急時対策所の居住性評価において解析上遮蔽として考慮する壁等については、「中央制御室遮蔽」、「中央制御室待避室遮蔽」、「二次遮蔽」又は「緊急時対策所遮蔽」として記載する。</p> <p>b. 個別事項(配管)</p> <p>(a) 要目表名称 主配管については用途、使用範囲等の明確化のため、以下の範囲で名称を細分化する。</p> <p>①設計基準対象施設のみの境界 ②重大事故等対処設備のみの境界 ③重大事故等対処設備として既設の設計基準対象施設を使用するもので、設計基準対象施設としての仕様から変更がない境界 ④重大事故等対処設備として既設の設計基準対象施設を使用するもので、設計基準対象施設としての仕様から変更がある境界 ⑤兼用設備の境界 ⑥耐震重要度分類Sクラスの境界 ⑦主配管と非主配管の境界</p>	<p>・該当する機器が存在しないため、削除。</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた再処理施設，廃棄物管理施設の設工認作成要領【仕様表記載項目】

<比較検討>

発電用原子炉施設の工事計画に係る手続ガイド	設工認作成要領（案）	工認作成要領（補足説明資料）	備考
	-	<p>(b) 管継手</p> <p>①既設の設計基準対象施設を重大事故等対処設備として新たに登録する際に，機器クラス区分が変更になることで，記載が追加された管継手は「変更前」を「-」とし，「変更後」に管継手の仕様を記載し，注記で「既設」である旨を記載する。</p> <p>また，上記のうち「T継手」については，重大事故等時に使用する流路に対して仕様を記載する。即ち，T継手の分岐部が設計基準対象施設上は主配管であっても，当該分岐部が重大事故等時に使用しない流路である場合は，当該T継手の分岐部は「-」とする。</p>  <p>②既設の設計基準対象施設のクラス2配管の管継手に関しては，既工事計画書に記載されていないもので新規制においても主配管に該当する場合は，記載の適正化として「変更前」に管継手を追記し，その旨を注記で記載する。</p> <p>③管にエルボを含む場合は，その厚さが配管と同等以上である旨を注記で記載する。</p>	<p>・既認可より仕様表作成対象ではないため，削除する。</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた再処理施設、廃棄物管理施設の設工認作成要領【仕様表記載項目】

<比較検討>

発電用原子炉施設の工事計画に係る手続ガイド	設工認作成要領（案）	工認作成要領（補足説明資料）	備考
	<p>(c) 可搬型ホース</p> <p>① 可搬型ホースについては、接続する箇所が分かるような名称にするとともに、ホース1本当たりの長さを名称へ記載する。 (例)〇〇ライン△△用□□mホース (別紙1 記載例〇/〇:〇参照)</p> <p>②外径が記載できない可搬型ホースの外径については、呼び径を記載し、その旨を注記する。 (別紙1 記載例〇/〇:〇参照)</p> <p>③厚さが記載できない可搬型ホースの厚さは「-」を記載し、その旨を注記する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>注記 *1:メーカー仕様によるものとし、完成品として一般産業品の規格及び基準に適合するものであって、使用材料の特性を踏まえた上で、重大事故等時における使用圧力及び使用温度が負荷された状態において強度が確保できるものを使用する。 (別紙1 記載例〇/〇:〇参照)</p> </div> <p>・非常用発電装置の常設ホースの記載は、以下とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>注記 *1:メーカー仕様によるものとし、「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令」に基づき、規定の圧力まで昇圧した後、適切な時間保持したとき、これに耐え、また規定の圧力で点検を行ったとき、漏えいがないものを使用する。</p> </div> <p>④ 可搬型ホースの「個数」、「取付箇所」欄の記載について可搬型ホースの「個数」欄及び「取付箇所」欄への記載方法を、別紙4に示す。なお、詳細な個数の内訳は「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に記載する。</p>	<p>(c) 可搬型主配管</p> <p>① 可搬型主配管のうち、可搬型ホースについては、接続する箇所が分かるような名称にするとともに、ホース1本当たりの長さを名称へ記載する。 (例)〇〇ライン△△用□□mホース (別紙1 記載例 14/14 :①参照)</p> <p>②外径が記載できない可搬型主配管の外径については、呼び径を記載し、その旨を注記する。 (別紙1 記載例 14/14 :②参照)</p> <p>③厚さが記載できない可搬型主配管の厚さは「-」を記載し、その旨を注記する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>注記 *1:メーカー仕様によるものとし、完成品として一般産業品の規格及び基準に適合するものであって、使用材料の特性を踏まえた上で、重大事故等時における使用圧力及び使用温度が負荷された状態において強度が確保できるものを使用する。 (別紙1 記載例 14/14 :③参照)</p> </div> <p>・非常用発電装置の常設ホースの記載は、以下とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>注記 *1:メーカー仕様によるものとし、「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令」に基づき、規定の圧力まで昇圧した後、適切な時間保持したとき、これに耐え、また規定の圧力で点検を行ったとき、漏えいがないものを使用する。</p> </div> <p>④ 可搬型主配管の「個数」、「取付箇所」欄の記載について可搬型主配管の「個数」欄及び「取付箇所」欄への記載方法を、別紙4に示す。なお、詳細な個数の内訳は「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書」に記載する。</p>	<p>・可搬型主配管は存在しないため、記載を修正。</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた再処理施設，廃棄物管理施設の設工認作成要領【仕様表記載項目】

<比較検討>

発電用原子炉施設の工事計画に係る手続ガイド	設工認作成要領（案）	工認作成要領（補足説明資料）	備考
<p>1) 機器等の仕様に関する記載要求範囲</p> <p>規則別表第2の中欄においては、設備別記載事項として、それに係る熱交換器、ポンプ、容器その他の機器等の種類に応じて、名称、種類、容量、最高使用圧力、最高使用温度、主要寸法、材料、個数及び取付箇所等の仕様を記載することとされており、これらの仕様については、要目表として記載することとする。このうち、個数が複数の機器等については、技術基準規則への適合性の観点で必要な場合は、それぞれの機器等の仕様が分かるよう記載するものとする。また、配管等の「厚さ」、熱交換器（蒸気発生器を含む）、ポンプ、圧縮機、容器その他の機器等の「容量」および熱交換器（蒸気発生器含む）の「伝熱面積」等については、当該機器等の性能又は強度等が技術基準規則等に適合していることを確認したもの（以下「設計確認値」という。）と公称値を併記することとし、設計確認値の記載については、「〇〇以上」又は「〇〇以下」のように、下限又は上限である旨を明記してもよいこととする。その他、技術基準規則の規定内容に加え、以下の内容を踏まえて記載するものとする。</p> <p>A. 容量又は注入速度及び揚程又は吐出圧力</p> <p>通常運転時、設計基準事故時又は重大事故時等の対応で必要な性能が異なる場合には、要求される性能を列記する必要がある、容量又は注入速度及び揚程又は吐出圧力の対応関係が分かるように記載することとする。</p>	<p>3. 機器等の仕様に関する記載範囲</p> <p>3.1 仕様表記載項目</p> <p>仕様表記載項目は、原則、既認可の記載項目を基本とし、新規制基準にて要求事項が追加となった情報を追加する。また、以降の内容も踏まえ、機種区分別の基本的な仕様表記載項目を添付-1に示す。</p> <p>ただし、既設工認にて認可を受けた記載項目については、要求事項の変更がない場合は、変更を行わないものとする。</p> <p>（以降、検討中）</p> <p>a. 容量又は注入速度及び揚程又は吐出圧力</p> <p>通常運転時、設計基準事故時又は重大事故時等の対応で必要な性能が異なる場合には、要求される性能を列記する必要がある、容量又は注入速度及び揚程又は吐出圧力の対応関係がわかるように記載することとする。</p>		<p>・規則別表第2に相当するものとして、機種区分別の記載項目を添付する。</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた再処理施設，廃棄物管理施設の設工認作成要領【仕様表記載項目】

<比較検討>

発電用原子炉施設の工事計画に係る手続ガイド	設工認作成要領（案）	工認作成要領（補足説明資料）	備考
<p>B. 最高使用圧力、最高使用温度</p> <p>重大事故等対処設備については、重大事故等時における使用圧力以上の圧力又は使用温度以上の温度であって、設計上定めるもの（以下「重大事故等時における圧力又は温度」という。）を記載することとする。</p> <p>また、設計基準対象施設を重大事故等対処施設として使用する場合で、重大事故等時における圧力又は温度が、設計基準対象施設としての最高使用圧力又は最高使用温度を超える場合は、その対応関係が分かるように記載することとする。</p>	<p>b. 最高使用圧力、最高使用温度</p> <p>再処理施設は、耐圧強度評価を行う設備（容器及び管）に対して最高使用圧力及び最高使用温度を記載することとする。</p> <p>また、各設備において、内圧及び外圧の両方が発生するときは、両方の値を記載し、内圧及び外圧の別が分かるようにする。</p> <p>以下に耐圧強度評価を行う設備の条件を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業指定申請書で安全上重要な施設として定めたもの ・再処理第1種機器～第5種機器に属するもの ・放射性物質を内包し、内容積が10m³以上の容器 ・ウラン又はウランの化合物をウラン量で500kg以上内包する容器 ・海洋放出管理系に属するもの <p>重大事故等対処設備については、重大事故等時における使用圧力以上の圧力又は使用温度以上の温度であって、設計上定めるもの（以下、「重大事故等時における圧力又は温度」という。）を記載することとする。</p> <p>また、設計基準対象施設を重大事故等対処施設として使用する場合で、重大事故等時における圧力又は温度が、設計基準対象施設としての最高使用圧力又は使用温度を超える場合は、その対応関係が分かるように記載することとする。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・発電炉と異なり、再処理施設では、耐圧5条件（左記）に該当する設計基準対象施設は耐圧強度評価対象と整理してきたため、最高使用圧力、最高使用温度の記載対象として追加。

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた再処理施設、廃棄物管理施設の設工認作成要領【仕様表記載項目】

<比較検討>

発電用原子炉施設の工事計画に係る手続ガイド	設工認作成要領（案）	工認作成要領（補足説明資料）	備考
<p>C. 加熱面積及び伝熱面積 熱の伝達性能を表す必要があり、加熱及び伝熱に有効な面積を記載することとする。その際、有効な面積の算出に必要な情報については、構造図にて図示することとする。</p> <p>D. 主要寸法、外径及び厚さ 機器等の概略を示す「たて」「横」「高さ」等の他、容器、管等の性能又は構造強度等の評価に必要な主要な寸法、管等の外径については原則として公称値を記載することとし、容器等も含めて、厚さについては設計確認値（J I Sで定める許容差を差し引いた厚さの管の場合は除く。）及び公称値を記載することとする。なお、ホース等の一般産業品を重大事故等クラス3機器として使用する場合の厚さについては、その完成品が一般産業品の規格及び基準に適合するものであって、重大事故等時における使用圧力及び使用温度が負荷された状態においても、使用材料の特性を踏まえた強度を確保できる旨を設計確認値等に代えて記載することでもよいものとする。また、主要寸法については、構造図にて図示するとともに、公差についての説明を添付することとし、要目表に記載する主要寸法以外で評価に必要な詳細な寸法は計算書や構造図において記載することとする。具体的な記載の例について参考資料1に示す。</p> <p>複数の盤を組み合わせて構成される無停電電源装置等の主要寸法は、分離可能な盤単位の寸法を記載することとする。</p> <p>重大事故等対処設備であって、通常運転時及び設計基準事故時にはその機能に期待しない可搬型の機器等のうち、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（原規技発第1306194号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定）。以下「技術基準規則解釈」という。）第54条の一般産業品で十分な予備品を確保することで対応する場合にあつては、一般産業品（完成品）としての「たて」「横」「高さ」等の概略寸法（車両に設置される機器等の場合は、当該車両の概略寸法を含む。）や他の機器等との取り合いの寸法を記載することでもよいこととする。</p>	<p>c. 伝熱面積 熱の伝達性能を表す必要がある機器の場合には、伝熱に有効な面積を記載することとする。その際、有効な面積の算出に必要な情報については、構造図にて図示することとする。</p> <p>d. 主要寸法、外径及び厚さ 機器等の概略を示す「たて」「横」「高さ」等の他、容器、管等の性能又は構造強度等の評価に必要な主要な寸法、管等の外径について、原則として公称値を記載することとする。</p> <p>なお、ホース等の一般産業品を重大事故等対処設備として使用する場合の厚さについては、その完成品が一般産業品の規格及び基準に適合するものであって、重大事故時における使用圧力及び使用温度が負荷された状態においても、使用材料の特性を踏まえた強度を確保できる旨を公称値等に変えて記載することでもよいものとする。また主要寸法については、設備の重要度等に応じて、基本設計方針、説明書、構造図等にて示すものとする。</p> <p>複数の盤を組み合わせて構成される無停電電源装置等の主要寸法は、分離可能な盤単位の寸法を記載することとする。</p> <p>重大事故等対処設備であって、通常運転時及び設計基準事故時にはその機能に期待しない可搬型の機器等のうち、一般産業品で十分な予備品を確保することで対応する場合にあつては、一般産業品（完成品）としての「たて」「横」「高さ」等の概略寸法や他の機器等との取り合いの寸法を記載することでもよいこととする。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 加熱面積については、記載する仕様表対象がないため、記載しない。 車両に設置される機器と車両は仕様表を分けるため、記載を削除。

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた再処理施設，廃棄物管理施設の設工認作成要領【仕様表記載項目】

<比較検討>

発電用原子炉施設の工事計画に係る手続ガイド	設工認作成要領（案）	工認作成要領（補足説明資料）	備考
<p>E. 材料</p> <p>機器の構造強度又は耐震強度に影響を及ぼす機器の主となる部分（1種類又は必要に応じて数種類）を構成するものとする。</p> <p>発電用原子力設備規格 設計・建設規格（J S M E S N C - 1 日本機械学会。以下「設計・建設規格」という。）又は発電用原子力設備規格 材料規格（J S M E S N J - 1 日本機械学会。以下「材料規格」という。）に規定されていない材料であって、その化学的成分及び機械的強度が設計・建設規格又は材料規格で規定する材料と同等以上である場合には、「同等材」として要目表に記載することとし、併せて、その材料の化学的成分及び機械的強度に関する事項（化学的成分及び機械的強度が J I S、A S T M 等の規格に基づくものであって当該規格が公表されているものは、規格番号等を記載した書類であってもよい。）を要目表に記載することとする。その際、別紙として記載することでもよいものとする。なお、主となる部分以外のもの、詳細解析に必要となるものは、添付書類等に記載することとする。</p> <p>H. 原子炉冷却材又は一次冷却材の純度</p> <p>沸騰水型発電用原子炉施設にあつては、p H、導電率及び塩素イオンに係るものを記載することとする。加圧水型発電用原子炉施設にあつては、p H、導電率、リチウムイオン、塩化物イオン、溶存酸素、溶存水素及び濁度に係るものを記載することとする。</p> <p>I. 制御方式及び制御方法</p> <p>安全保護系にデジタル安全保護系を適用する場合には、デジタル安全保護系を適用することを記載することとする。なお、ここでいうデジタル安全保護系とは、安全保護系の論理演算機能（作動（起動）回路）がデジタル化されている設備をいう。また「原子炉の制御方法」に、制御棒価値ミニマイザによる制御方法について記載すること。</p>	<p>e. 材料</p> <p>材料は、機器の構造強度又は耐震強度に影響を及ぼす機器の主となる部分（1種類又は必要に応じて数種類）を構成するものを記載する。</p> <p>再処理設備規格 設計規格（J S M E S R A 1 日本機械学会）（以下、「設計規格」という。）に規定されていない材料であつて、その科学的成分及び機械的強度が設計規格で規定する材料と同等以上である場合には、「同等材」として仕様表に記載することとし、併せて、その材料の化学的成分及び機械的強度に関する事項（化学的成分及び機械的強度が J I S、A S T M 等の規格に基づくものであって当該規格が公表されているものは、規格番号等を記載した書類であってもよい。）を仕様表に記載することとする。その際、別紙として記載することでもよいものとする。なお、主となる部分以外のもの、詳細解析に必要となるものは、添付書類等に記載することとする。</p> <p>（該当する機能要求なし。）</p> <p>f. 制御方式及び制御方法</p> <p>安全保護系にデジタル安全保護系を適用する場合には、デジタル安全保護系を適用することを記載することとする。なお、ここでいうデジタル安全保護系とは、安全保護系の論理演算機能（作動（起動）回路）がデジタル化されている設備をいう。</p>		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた再処理施設、廃棄物管理施設の設工認作成要領【仕様表記載項目】

<比較検討>

発電用原子炉施設の工事計画に係る手続ガイド	設工認作成要領（案）	工認作成要領（補足説明資料）	備考
<p>J. 最大反応度価値 原子炉（炉心）が臨界（臨界近接を含める。）にある場合において、制御棒1本（複数の制御棒が同時に引き抜かれる場合にあつてはその制御棒全数）を引き抜くことにより炉心に生ずる反応度の変化量の最大値を記載することとする。</p> <p>K. 負の反応度添加率 全制御棒が挿入できない場合に液体制御材を注入することによって原子炉を停止する時に単位時間あたりに炉心に与えられる負の反応度の量を記載することとする。</p> <p>L. 検出器の種類 計測装置及び放射線管理用計測装置においては検出原理を示すものとし、以下の例を踏まえて記載することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圧力の計測－「弾性圧力検出器」等 ・温度の計測－「測温抵抗体」及び「熱電対」等 ・流量の計測－「差圧式流量検出器」及び「電磁式流量検出器」等 ・水位の計測－「差圧式水位検出器」等 ・水質の計測－「導電率検出器」等 ・放射線の計測－「電離箱」、「シンチレーション」及び「半導体式」等 <p>原子炉非常停止信号又は工学的安全施設等の起動信号においては、信号を発生する検出器を示すものとし、以下の例を踏まえて記載することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「加圧器圧力検出器」、「一次冷却材温度検出器」及び「出力領域中性子検出器」等 <p>M. 原子炉非常停止信号又は工学的安全施設起動（作動）信号の設定値 原子炉非常停止信号又は工学的安全施設起動（作動）信号の設定値については、上限値又は下限値であることを明確にするため、要目表に記載する値には「〇〇以下」又は「〇〇以上」と記載することとする。</p> <p>N. 中央制御室機能、中央制御室外原子炉停止機能、緊急時制御室操作機能及び緊急時対策所機能 技術基準規則に対応して具備することとしている機能を記載する必要がある。</p>	<p>(該当する機能要求なし。)</p> <p>(該当する機能要求なし。)</p> <p>g. 検出器の種類，計測範囲，警報動作値 計測装置及び放射線管理用計測装置においては検出原理を示すものとし、以下の例を踏まえて記載することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・圧力の計測－「弾性圧力検出器」等 ・温度の計測－「測温抵抗体」及び「熱電対」等 ・流量の計測－「差圧式流量検出器」及び「電磁式流量検出器」等 ・水位の計測－「差圧式水位検出器」等 ・水質の計測－「導電率検出器」等 ・放射線の計測－「電離箱」、「シンチレーション」及び「半導体式」等 <p>また、再処理施設の運転時の環境や重大事故時の環境等を考慮し、検出器の種類に加えて計測範囲及び警報動作値を記載することとする。なお、警報動作値を持たない検出器については、「－」を記載することとする。</p> <p>h. インターロック信号の設定値 再処理施設の安全を確保するためのインターロック信号の設定値については、作動条件を明確にするため、仕様表に上限値又は下限値を記載する場合には「〇〇以下」または「〇〇以上」と記載することとする。</p> <p>i. 中央制御室機能，中央制御室緊急停止回路，緊急時対策所機能 技術基準規則に対応して具備することとしている機能を記載する必要がある。</p>		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた再処理施設、廃棄物管理施設の設工認作成要領【仕様表記載項目】

<比較検討>

発電用原子炉施設の工事計画に係る手続ガイド	設工認作成要領（案）	工認作成要領（補足説明資料）	備考
<p>O. 空気流入率 空気流入率は、技術基準規則において居住性に係る被ばく評価を求めている中央制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所に設置する送風機及び排風機について記載するものとする。なお、送風機及び排風機を共に有する場合は、一体として空気流入率を記載することでもよいこととする。正圧管理で流入が想定されない場合はその旨を付記するものとする。</p> <p>P. 効率、再結合効率 効率は、公衆の放射線障害の防止を目的として設置するフィルターについて、対象とする放射性物質を除去する割合とする。 再結合効率は、再結合装置内に流入した水素を酸素と再結合し除去する割合をいう。</p>	<p>j. 空気流入率 空気流入率は、技術基準規則において居住性に係る被ばく評価を求めている中央操作室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室及び緊急時対策所に設置する送風機及び排風機について記載するものとする。なお、送風機及び排風機を共に有する場合は、一体として空気流入率を記載することでもよいこととする。正圧管理で流入が想定されない場合はその旨を付記するものとする。</p> <p>k. 効率 公衆の放射線障害の防止を目的として設置するフィルターについて、対象とする放射性物質を除去する割合を記載することとする。</p> <p>l. 耐震クラス 設計基準対象施設については耐震クラス S, B, C を記載し、重大事故等対処設備は（）内に可搬型重大事故等対処設備、常設耐震重要重大事故等対処設備または常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を記載する。</p> <p>m. 機器の種類 当該機器の使用環境、内包する放射性物質濃度等により分類した機種区分（再処理第1種容器等）を記載する。また、コイル又はジャケット部等がある場合は、コイル又はジャケット部等と本体と区別してその機種区分を記載する。</p> <p>n. 核的制限値 当該機器に要求される臨界管理に係る設計として、事業指定申請書の臨界安全管理表にて記載した臨界安全管理の方法（ウラン最大濃度、可溶性中性子吸収材濃度、寸法等）を示す。</p> <p>o. 標準濃度 当該機器が内包する標準的な放射能濃度として、添付図面「標準化学処理工程図」に記載された数値を原則そのまま記載する。</p> <p>p. 流体の種類 当該機器を流れる流体名称を記載するものとし、機器の構造上、複数の流体名称を記載する場合は、各々区別して記載する。 なお、冷却水等については「安全～」と「一般～」は区別しないものとする。</p>		<p>・水素の再結合装置については対象がないため削除。</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた再処理施設、廃棄物管理施設の設工認作成要領【仕様表記載項目】

<比較検討>

発電用原子炉施設の工事計画に係る手続ガイド	設工認作成要領（案）	工認作成要領（補足説明資料）	備考
	<p>q. 特記事項 以下の項目に該当するものは、特記事項欄に記す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ADRB記載の熱的制限値（135℃） ② ADRB記載の化学的制限値（74℃） ③ 有機溶媒等を取扱う機器／水素掃気対象の機器 ／ADRBに「接地」記載がある機器（火災防止） ④ 可溶性中性子吸収剤Gd濃度担保（臨界防止） ⑤ 上流工程における放射性物質の濃度管理 ⑥ 中性子吸収材（臨界防止 例：ほう素入りコンクリートのほう素及び水の密度） ⑦ 可燃材に対する不燃材による被覆（火災防止） ⑧ 下流工程における放射性物質の濃度管理 ⑨ グローブボックスの漏えい率（閉じ込め） <p>r. 注記 以下に示す項目に該当するものは、注記欄に記す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 腐食に関する材料（SA級／A級） ② 可溶性中性子吸収材（硝酸ガドリニウム溶液中の硝酸ガドリニウム濃度） ③ 耐震クラスS*、B*（水素掃気対象機器） ④ 臨界防止の観点での耐震クラス ⑤ 機種区分外部委の特定 ⑥ グローブボックス高さ／受皿高さ（漏えい液受皿の深さを含む） ⑦ 波及的影響 ⑧ 同一記載欄で数値を複数有する場合の単位補足 ⑨ 保温材 ⑩ JIS規格外材への相当規格 ⑪ 配管番号本設／予備の対応 ⑫ 申請範囲 ⑬ 部屋番号 ⑭ 遮蔽材密度 		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた再処理施設、廃棄物管理施設の設工認作成要領【仕様表記載項目】

<比較検討>

発電用原子炉施設の工事計画に係る手続ガイド	設工認作成要領（案）	工認作成要領（補足説明資料）	備考
<p>Q. 基本設計方針、適用基準及び適用規格 （省略）</p> <p>適用基準及び適用規格については、各設備の設計製作に適用する基準及び規格について、具体的な規格番号、名称及び制定又は改訂年度も含め記載する。記載対象とする基準及び規格は技術基準規則に規定される性能を満足させるための基本的な規格及び基準とする。具体的には技術基準規則解釈に引用されるもの等とする。</p> <p>R. 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する事項</p> <p>品質保証の実施に係る組織、保安活動の計画、保安活動の実施、保安活動の評価及び保安活動の改善設計を記載する必要がある、実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第8号）に適合するために計画された事項（品質管理監督文書及び記録の体系を含む。）を記載することとする。その際、設計及び工事の段階に応じて品質保証の方法等の変更を伴う場合には、それぞれの品質保証の方法等の切り替えの時期等を含めて記載することとする。</p>	<p>s. 適用基準及び適用規格</p> <p>適用基準及び適用規格については、各設備の設計製作に適用する基準及び規格について、具体的な規格番号、名称及び制定又は改訂年度も含め記載する。記載対象とする基準及び規格は技術基準規則に規定される性能を満足させるための基本的な規格及び基準とする。具体的には技術基準規則解釈に引用されるもの等とする。</p> <p>t. 設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する事項</p> <p>品質保証の実施に係る組織、保安活動の計画、保安活動の実施、保安活動の評価及び保安活動の改善設計を記載する必要がある、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）に適合するために計画された事項（品質管理監督文書及び記録の体系を含む。）を記載することとする。その際、設計及び工事の段階に応じて品質保証の方法等の変更を伴う場合には、それぞれの品質保証の方法等の切り替えの時期等を含めて記載することとする。</p>		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた再処理施設、廃棄物管理施設の設工認作成要領【仕様表記載項目】

<比較検討>

発電用原子炉施設の工事計画に係る手続ガイド	設工認作成要領（案）	工認作成要領（補足説明資料）	備考
<p>2) 設備及び機器等の記載要求範囲</p> <p>規則別表第2の中欄においては、同表の上欄で示している発電用原子炉施設の種類の種類として、原子炉本体、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設、原子炉格納施設及びその他発電用原子炉の附属施設に区分し、設備ごとに熱交換器、ポンプ、容器、貯蔵槽、ろ過装置、安全弁及び逃がし弁、主要弁、主配管、送風機、排風機並びにフィルター等の機器等を記載することとされている。これらについて、まず個別機器等の記載要求範囲を示すとともに、個別施設ごとに設備及び機器等の記載要求範囲を示す。</p> <p>また、兼用するもの（複数の設備の機能を持ったものをいう。）、共用するものがある場合には、主たる機能に関する設備の区分で機器等を記載し、その他の機能に関する設備の区分においては、主たる機能に関する設備の区分と機器等の名称及び構成等を記載することで機能を有する範囲を明確にすれば、必ずしもそれぞれの設備区分で同じ記載をする必要はないものとする。ただし、設備区分によって記載すべき機器等の仕様等が異なる場合には、関係する設備区分での記載を網羅する必要があり、どの区分に対応した記載内容かを付記するものとする。</p>	<p>(2) 設備及び機器等の記載要求範囲（以降、精査中）</p> <p>再処理規則第2条に規定される再処理施設の種類の種類として、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設、再処理設備本体、製品貯蔵施設、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設及びその他再処理設備の附属施設に区分し、設備ごとに熱交換器、ポンプ、容器、貯槽、ろ過装置、安全弁及び逃がし弁、主要弁、主配管、送風機、排風機並びにフィルタ等の機器等を記載する。これらについて、まず個別機器等の記載要求範囲を示すとともに、個別施設ごとに設備及び機器等の記載要求範囲を示す。</p> <p>また、兼用するもの（複数の設備の機能を持ったものをいう。）、共用するものがある場合には、主たる機能に関する設備の区分で機器等を記載し、その他の機能に関する設備の区分においては、主たる機能に関する設備の区分と機器等の名称及び構成等を記載することで機能を有する範囲を明確にすれば、必ずしもそれぞれの設備区分で同じ記載をする必要はないものとする。ただし、設備区分によって記載すべき機器等の仕様等が異なる場合は、関係する設備区分での記載を網羅する必要があり、どの区分に対応した記載内容かを付記するものとする。</p>		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた再処理施設、廃棄物管理施設の設工認作成要領【仕様表記載項目】

<比較検討>

発電用原子炉施設の工事計画に係る手順ガイド	設工認作成要領（案）	工認作成要領（補足説明資料）	備考
<p>(個別機器等事項)</p> <p>A. 主配管</p> <p>通常運転状態、工学的安全施設の作動状態又は重大事故等時においてその配管が属する系統に求める主たる機能を果たすために本流が流れる配管をいう。使用済樹脂移送配管のように、流体が常時流れないものも含むこととする。</p> <p>ただし、放射線管理施設の換気設備においては、事故時において公衆並びに中央制御室、緊急時制御室及び緊急時対策所の従事者等の放射線障害の防止の機能として必要なもので他の設備に属さないものとする。</p> <p>本流が流れる箇所の管継手も主配管とし、要目表に記載する必要があるが、クラス3管、重大事故等クラス3管又は発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第51号。以下「火力省令」という。）を準用する管に接続する管継手であって、JIS規格若しくは設計・建設規格に適合し、管と同等以上の肉厚を有するもの又はそれらと同等の保安水準の確保が達成できるものにあつては、要目表への記載を必要としないこととする。</p> <p>また、クラス1管、クラス2管、重大事故等クラス1管又は重大事故等クラス2管であつて、母管から分岐する主配管に接続するための管台については、要目表に明記することとする。</p> <p>テストライン、ミニマムフローライン、バイパスライン（沸騰水型発電用原子炉施設に係るタービンバイパスラインは除く。）、循環ライン（容器の攪拌を目的とするライン）、ドレンライン、ベントライン及び計装ラインは主たる機能を果たすために本流が流れる配管ではないため主配管にはならないが、主配管からの分岐部は主配管の管台として必要に応じて評価対象となるほか、系統図において必要な仕様（外径、厚さ及び材料等）を記載することとする。</p> <p>B. 主要弁</p> <p>主配管に施設する弁のうち、「原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離弁」、「原子炉非常停止信号又は工学的安全施設等起動（作動）信号により直接作動する自動操作弁（原子炉格納容器バウンダリの隔離弁を含む。）」及び「加圧水型発電用原子炉施設の主蒸気逃がし弁（設置許可基準規則第2条第2項第14号の重大事故等対処設備として最終的な熱の逃がし場へ輸送する設備として機能するもの）」をいう。</p>	<p>(個別機器等事項)</p> <p>A. 主配管</p> <p>通常運転状態、工学的安全施設の作動状態又は重大事故等時においてその配管が属する系統に求める主たる機能を果たすために本流が流れる配管をいう。液体廃棄物の移送配管のように、流体が常時流れないものも含むこととする。</p> <p>本流が流れる箇所の管継手も主配管とし、仕様表に記載する必要があり、レベル1管、レベル2管、重大事故等対処設備の管であつて、母管から分岐する主配管に接続するための管台については、仕様表に明記することとする。</p> <p>また、レベル3管又は〇〇のものにあつては、系統図で表現することとし、仕様表への記載を必要としないこととする。</p> <p>テストライン、ミニマムフローライン、バイパスライン、循環ライン（容器の攪拌を目的とするライン）、ドレンライン、ベントライン及び計装ラインは主たる機能を果たすために本流が流れる配管ではないため主配管にはならないが、主配管からの分岐部は主配管の管台として必要に応じて評価対象となるほか、系統図において必要な仕様（外径、厚さ及び材料等）を記載することとする。</p> <p>B. 主要弁</p> <p>主配管に施設する弁のうち、「」をいう。</p>		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた再処理施設、廃棄物管理施設の設工認作成要領【仕様表記載項目】

<比較検討>

発電用原子炉施設の工事計画に係る手続ガイド	設工認作成要領（案）	工認作成要領（補足説明資料）	備考
<p>C. 安全弁及び逃がし弁 通常運転状態、工学的安全施設の作動状態又は重大事故等対処設備の作動状態において、容器又は主配管の過圧破損を防止するために設置する安全弁又は逃がし弁をいう。</p> <p>D. フィルター 規則別表第2において「公衆の放射線障害の防止を目的として設置するものに限る。」又は「従事者等の放射線防護を目的として設置するものに限る。」とされており、気体状の放射性ヨウ素を除去するよう素（チャコール）フィルター及び放射性微粒子を除去する微粒子（高性能粒子）フィルターを記載する必要がある。 「公衆の放射線障害の防止を目的として設置するもの」としては、環境へ排気することを想定した系統（循環運転が基本であっても排気筒等へ接続する排気系統を有するものを含む。）で、放射性物質の放出を抑制、低減、又は除去するために設置するものとする。ただし、「従事者等の放射線防護を目的として設置するもの」として給気側に設置するものは「公衆の放射線障害の防止を目的として設置するもの」には含めない。</p> <p>E. 原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器バウンダリ 原子炉冷却材圧力バウンダリについては技術基準規則に定めるものとし、原子炉格納容器バウンダリについては、原子炉冷却材圧力バウンダリ、原子炉格納容器バウンダリの範囲を定める規程（JEA-G-4602-2004日本電気協会）に定めるものをいう。</p> <p>F. 非常用のもの 規則別表第1又は別表第2の原子炉冷却系統施設、計測制御系統施設、放射線管理施設及びその他発電用原子炉の附属施設の非常用電源設備で記載されており、設計基準事故時に機能が要求される機器等にあつては施設ごとに以下のものをいう。また、重大事故等対処設備を構成する機器等も含むものとする。 （下表省略）</p>	<p>C. 安全弁及び逃し弁 通常運転状態、工学的安全施設の作動状態または重大事故等対処設備の作動状態において、容器又は主配管の過圧破損を防止するために設置する安全弁又は逃し弁をいう。</p> <p>D. フィルタ 「環境への放射性物質の放出量を合理的に達成できる限り低くする。」目的で、気体状の放射性ヨウ素を除去するよう素フィルタ、放射性微粒子を除去する高性能粒子フィルタ及びミストフィルタを記載する必要がある。 「公衆の放射線障害の防止を目的として設置するもの」としては、環境へ排気することを想定した系統（循環運転が基本であっても排気筒等へ接続する排気系統を有するものを含む。）で、放射性物質の放出を抑制、低減、又は除去するために設置するものとする。ただし、「従事者等の放射線防護を目的として設置するもの」として給気側に設置するものは「公衆の放射線障害の防止を目的として設置するもの」には含めない。 （再処理施設には該当施設なし）</p> <p>E. 非常用のもの その他再処理施設の附属施設の電気設備のうち、非常用電源設備に属するもの（非常用ディーゼル発電機、非常用無停電電源装置、非常用直流電源設備、非常用母線等）及び使用済燃料受入れ施設及び貯蔵施設、再処理設備本体、製品貯蔵施設、計測制御系統施設、放射性廃棄物の廃棄施設、放射線管理施設及びその他再処理施設の附属施設のうち、設計基準事故時等において非常用電源設備からの給電を必要とする設備をいう。また、重大事故等対処設備を構成する機器等も含むものとする。</p>		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた再処理施設、廃棄物管理施設の設工認作成要領【仕様表記載項目】

<比較検討>

発電用原子炉施設の工事計画に係る手続ガイド	設工認作成要領（案）	工認作成要領（補足説明資料）	備考
<p>(個別施設事項)</p> <p>G. 原子炉本体 原子炉本体の基本仕様その他、炉心本体、炉心支持構造物、原子炉圧力容器又は原子炉容器等について対象としている。</p> <p>H. 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 燃料取扱設備、新燃料貯蔵設備、使用済燃料貯蔵設備、使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備及び燃料取替用水設備（加圧水型発電用原子炉施設に限る。）とする。 燃料取扱設備の新燃料又は使用済燃料を取り扱う機器としては、新燃料又は使用済燃料の装荷、取出又は保管等を行うために使用する機器とする。 使用済燃料貯蔵設備の使用済燃料貯蔵槽の温度、水位及び漏えいを監視する装置としては、使用済燃料の冷却と放射線の遮蔽の機能を有する貯蔵槽内の水の状況を監視するためのものであり、中央制御室等への情報伝達又は警報発信等の機能を有する装置をいう。なお、使用済燃料貯蔵容器のうち、設置許可基準規則第2条第2項第41号に定める兼用キャスクについては、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和53年総理府令第57号。以下「外運搬規則」という。）第21条第2項の規定による容器の設計に関する原子力規制委員会の承認（以下「設計承認」という。）を受けている旨、供用を開始する前までに法第59条第3項の規定による容器に関する原子力規制委員会の承認（以下「容器承認」という。）を受ける旨並びに供用中は当該設計承認及び当該容器承認に係る使用する期間の更新等に必要の手続を継続して行う旨を記載することとする。 使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備としては、通常時の貯蔵槽内の保有水を冷却又は浄化するための設備に加えて、重大事故の発生防止等のために設置する注水設備及び放射性物質の拡散抑制のために燃料取扱建屋へ放水する設備等を常設又は可搬型を問わず含むものとする。水源についても含める。</p>	<p>F. 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設は使用済燃料の受入れ施設と使用済燃料の貯蔵施設からなる。（個別の施設展開をするかは要調整）</p> <p>G. 再処理設備本体 再処理施設本体は、せん断処理施設、溶解施設、分離施設、精製施設脱硝施設、酸及び溶媒の回収施設からなる。（個別の施設展開をするかは要調整）</p>		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた再処理施設、廃棄物管理施設の設工認作成要領【仕様表記載項目】

<比較検討>

発電用原子炉施設の工事計画に係る手続ガイド	設工認作成要領（案）	工認作成要領（補足説明資料）	備考
<p>I. 原子炉冷却系統施設 発電用原子炉施設の型式によって以下のとおりとし、具体的な範囲の例について参考資料2に示す。</p> <p>①-1 沸騰水型発電用原子炉施設（蒸気タービンを除く。）</p> <p>a. 原子炉冷却材再循環設備 原子炉冷却材を炉心に強制循環させ炉心から熱を除去する設備であって、原子炉圧力容器から再循環ポンプを経て原子炉圧力容器へ戻る循環回路となるものとする。</p> <p>b. 原子炉冷却材の循環設備 炉心で発生した高温又は高圧の蒸気を蒸気タービンに導き、蒸気タービンを駆動させた後の蒸気を復水器にて復水にし、原子炉圧力容器に給水する設備であって、蒸気タービン（復水器を含む。）を除く、主蒸気系、復水浄化系、給復水系、給水加熱器ドレン・ベント系及び抽気系の設備を総称するものとする。 また、主蒸気隔離弁漏えい抑制系は本設備に含める。</p> <p>c. 残留熱除去設備 通常の原子炉停止時及び復水器が使用できない時の炉心の崩壊熱及びその他の残留熱の除去並びに原子炉冷却材喪失時の炉心冷却、及び燃料プールの冷却又は補給を目的とし、弁の切替操作によって以下の4モードと1つの補助機能を有する設備とする。</p> <p>(a) 原子炉停止時冷却モード (b) 低圧注水モード（又は低圧注入モード） (c) 原子炉格納容器スプレイ冷却モード (d) サプレッションチェンバプール水冷却モード (e) 使用済燃料貯蔵槽冷却又は補給機能</p> <p>また、炉心の崩壊熱を最終的な熱の逃がし場へ輸送する設備については、原子炉補機冷却設備を除き、重大事故の発生防止等のために設置するものも含め、常設又は可搬型を問わず本設備に含める。主蒸気隔離弁閉鎖等によって主復水器が使用できない場合の崩壊熱除去を目的とした非常用復水器系についても本設備に含める。</p>	<p>（再処理施設には該当施設なし）</p>		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた再処理施設、廃棄物管理施設の設工認作成要領【仕様表記載項目】

<比較検討>

発電用原子炉施設の工事計画に係る手続ガイド	設工認作成要領（案）	工認作成要領（補足説明資料）	備考
<p>d. 非常用炉心冷却設備その他の原子炉注水設備 原子炉冷却材喪失時に燃料の重大な損傷を防止し、崩壊熱を長期にわたって除去する機能を持つ非常用炉心冷却設備に加え、重大事故の発生防止等のために設置する注水設備を常設又は可搬型を問わず含むものとする。各設備の水源（圧力抑制室を除く。）についても含める。 非常用炉心冷却設備については、低圧炉心スプレイ系及び高圧炉心スプレイ系（又は高圧炉心注入系）の設備の総称とする。なお、原子炉冷却材の循環設備の主蒸気系の自動減圧機能は非常用炉心冷却系の機能であるが、原子炉冷却材の循環設備に含め、本設備には含めない。</p> <p>e. 原子炉冷却材補給設備 原子炉の運転に必要な清浄水を補給する補給水系の設備及び給水喪失時において原子炉に冷却材を補給するために主蒸気を用いたタービン駆動ポンプを有する原子炉隔離時冷却系の設備を総称するものとする。</p> <p>f. 原子炉補機冷却設備 残留熱除去設備、非常用炉心冷却設備等の機器で発生する熱を除去し、最終的な熱の逃がし場へ輸送する設備とする。重大事故の発生防止等のために設置する設備を含め、常設又は可搬型を問わず含むものとする。</p> <p>g. 原子炉冷却材浄化設備 原子炉冷却材の不純物をろ過又は脱塩する設備とする。</p> <p>h. 原子炉格納容器内の原子炉冷却材の漏えいを監視する装置 ドライウェルサンプタンクの水位を測定する装置又は原子炉格納容器ドレン流量を測定する装置とする。</p> <p>①-2 改良型沸騰水型発電用原子炉施設（蒸気タービンを除く。）</p> <p>a. 原子炉冷却材再循環設備 原子炉冷却材を炉心に強制循環させ炉心から熱を除去する設備であって、インターナルポンプで構成されるものとする。</p> <p>b. 原子炉冷却材の循環設備 炉心で発生した高温又は高圧の蒸気を蒸気タービンに導き、蒸気タービンを駆動させた後の蒸気を復水器にて復水にし、原子炉圧力容器に給水する設備であって、蒸気タービン（復水器を含む。）を除く、主蒸気系、復水浄化系、給復水系、給水加熱器ドレン・ベント系及び抽気系の設備を総称するものとする。 また、主蒸気流量制限器は原子炉圧力容器本体に含める。</p>	<p>(再処理施設には該当施設なし)</p> <p>(再処理施設には該当施設なし)</p> <p>(再処理施設には該当施設なし)</p> <p>(再処理施設には該当施設なし)</p> <p>(再処理施設には該当施設なし)</p> <p>(再処理施設には該当施設なし)</p> <p>(再処理施設には該当施設なし)</p> <p>(再処理施設には該当施設なし)</p>		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた再処理施設，廃棄物管理施設の設工認作成要領【仕様表記載項目】

<比較検討>

発電用原子炉施設の工事計画に係る手続ガイド	設工認作成要領（案）	工認作成要領（補足説明資料）	備考
<p>c. 残留熱除去設備 通常の原子炉停止時及び復水器が使用できない時の炉心の崩壊熱及び残留熱の除去並びに原子炉冷却材喪失時の炉心冷却及び燃料プールの冷却又は補給を目的とし、弁の切替操作によって以下の4モードと1つの補助機能を有する設備とする。 (a) 原子炉停止時冷却モード (b) 低圧注水モード (c) 原子炉格納容器スプレイ冷却モード (d) サプレッションプール水冷却モード (e) 使用済燃料貯蔵槽冷却又は補給機能 また、炉心の崩壊熱を最終的な熱の逃がし場へ輸送する設備については、原子炉補機冷却設備を除き、重大事故の発生防止等のために設置するものも含め、常設又は可搬型を問わず本設備に含める。</p> <p>d. 非常用炉心冷却設備その他の原子炉注水設備 原子炉冷却材喪失時に燃料の重大な損傷を防止し、崩壊熱を長期にわたって除去する機能を持つ非常用炉心冷却設備に加え、重大事故の発生防止等のために設置する注水設備を常設又は可搬型を問わず含むものとする。各設備の水源（圧力抑制室を除く。）についても含める。 非常用炉心冷却設備については、高圧炉心注水系及び主蒸気を用いたタービン駆動ポンプを有する原子炉隔離時冷却系の設備を総称するものとする。なお、原子炉冷却材の循環設備の主蒸気系の自動減圧機能は非常用炉心冷却系の機能であるが、原子炉冷却材の循環設備に含め、本設備には含めない。</p> <p>e. 原子炉冷却材補給設備 原子炉の運転に必要な清浄水を補給する補給水系の設備とする。</p> <p>f. 原子炉補機冷却設備 残留熱除去設備、非常用炉心冷却設備等の機器で発生する熱を除去し、最終的な熱の逃がし場へ輸送する設備とする。重大事故の発生防止等のために設置する設備を含め、常設又は可搬型を問わず含むものとする。</p> <p>g. 原子炉冷却材浄化設備 原子炉冷却材の不純物をろ過又は脱塩する設備とする。</p> <p>h. 原子炉格納容器内の原子炉冷却材の漏えいを監視する装置 ドライウェルサンプタンクの水位を測定する装置又は原子炉格納容器ドレン流量を測定する装置とする。</p>	<p>(再処理施設には該当施設なし)</p> <p>(再処理施設には該当施設なし)</p> <p>(再処理施設には該当施設なし)</p> <p>(再処理施設には該当施設なし)</p> <p>(再処理施設には該当施設なし)</p> <p>(再処理施設には該当施設なし)</p>		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた再処理施設、廃棄物管理施設の設工認作成要領【仕様表記載項目】

<比較検討>

発電用原子炉施設の工事計画に係る手順ガイド	設工認作成要領（案）	工認作成要領（補足説明資料）	備考
<p>② 加圧水型発電用原子炉施設（蒸気タービンを除く。）</p> <p>a. 一次冷却材の種類及び純度並びに原子炉容器本体の入口及び出口の一次冷却材の圧力及び温度／原子炉容器本体の炉心の一次冷却材の流量／加圧器の圧力 定格熱出力運転時における設計値を記載するものとする。</p> <p>b. 一次冷却材の循環設備 原子炉で発生した熱を、一次冷却材を用いて二次系の主蒸気系統に伝達するための設備及び一次冷却材の圧力を調整するための設備であって、原子炉容器から蒸気発生器を経て1次冷却材ポンプにより原子炉容器へ戻る循環回路となるものとする。</p> <p>c. 主蒸気・主給水設備 主蒸気設備は、タービン発電機を駆動するための蒸気を供給する設備であり、蒸気発生器から蒸気タービンに至る蒸気系統であって、蒸気発生器出口から主蒸気隔離弁までのものとする。 主給水設備は、タービン発電機で仕事をした蒸気が復水器で水に戻され、この水を再び蒸気発生器に給水するための系統であって、主給水隔離弁から蒸気発生器入口までのものとする。</p> <p>d. 余熱除去設備 原子炉停止時に炉心の崩壊熱及びその他の残留熱を除去する設備とする。なお、弁の切替操作により一次冷却材喪失時の炉心冷却（低圧注入）機能を有する場合であっても、本設備に含める。 また、炉心の崩壊熱を最終的な熱の逃がし場へ輸送する設備については、原子炉補機冷却設備を除き、重大事故の発生防止等のために設置するものも含め、常設又は可搬型を問わず本設備に含める。</p> <p>e. 非常用炉心冷却設備その他の原子炉注水設備 一次冷却材喪失時に燃料の重大な損傷を防止し、崩壊熱を長期にわたって除去する機能を持つ非常用炉心冷却設備に加え、重大事故の発生防止等のために設置する注水設備を常設又は可搬型を問わず含むものとする。各設備の水源についても含める。 非常用炉心冷却設備については、蓄圧注入系、高圧注入系及び低圧注入系の設備を総称するものとする。</p> <p>f. 化学体積制御設備 一次冷却材保有量の調整、一次冷却材中のほう素濃度調整並びに一次冷却材中の核分裂生成物及び腐食生成物の除去を行う設備を総称するものとする。</p>	<p>(再処理施設には該当施設なし)</p> <p>(再処理施設には該当施設なし)</p> <p>(再処理施設には該当施設なし)</p> <p>(再処理施設には該当施設なし)</p> <p>(再処理施設には該当施設なし)</p>		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた再処理施設、廃棄物管理施設の設工認作成要領【仕様表記載項目】

<比較検討>

発電用原子炉施設の工事計画に係る手順ガイド	設工認作成要領（案）	工認作成要領（補足説明資料）	備考
<p>g. 原子炉補機冷却設備 余熱除去設備、非常用炉心冷却設備等の機器で発生する熱を除去し、最終的な熱の逃がし場へ輸送する設備（熱交換器を介して淡水系統と海水系統に分かれたものの双方を含む。）とする。重大事故の発生防止等のために設置する設備を含め、常設又は可搬型を問わず含むものとする。</p> <p>h. 原子炉格納容器内の一次冷却材の漏えいを監視する装置 原子炉格納容器再循環ユニット及び制御棒駆動装置冷却ユニットのドレン流量を測定する装置並びに原子炉格納容器サンプタンクの水位を測定する装置をいう。</p> <p>③ 蒸気タービン a. 蒸気タービン本体 タービンの車室に接続する管（車室側から見た至近の弁若しくは溶接線までのものに限る。）、调速装置及び非常调速装置（制御される弁を含む。）並びに復水器で構成する原子炉又は蒸気発生器から供給された蒸気を用いて発電機を回転させる設備とする。</p> <p>b. 蒸気タービンの附属設備 蒸気タービン本体の周辺設備であって、沸騰水型発電用原子炉施設及び改良型沸騰水型発電用原子炉施設における原子炉冷却材の循環設備並びに加圧水型発電用原子炉施設における主蒸気・主給水設備を除くものとする。 本設備とする熱交換器は、給水加熱器（加圧水型発電用原子炉施設に限る。）、脱気器（加圧水型発電用原子炉施設に限る。）、グラント蒸気復水器、蒸気式空気抽出器、湿分分離器又はこれらに準ずるものとする。 本設備とする給水ポンプは、沸騰水型発電用原子炉施設及び改良型沸騰水型発電用原子炉施設においては低圧復水ポンプ、加圧水型発電用原子炉施設においては復水ポンプ及び給水ポンプ、又はこれらに準ずるものとする。加圧水型発電用原子炉施設において重大事故の発生防止等のために蒸気発生器に注水するものも含め、常設又は可搬型を問わず本設備に含める。 本設備とする主配管は、以下の配管とし、別紙－1に図示する。 ○通常運転状態において流体が本流として流れる熱バランス上重要な配管（主蒸気系、給復水系、抽気系及びドレン系統の母管） ○発電用原子炉施設の安全性確保に関連する補助給水系統（加圧水型発電用原子炉施設に限る。）の流体が本流として流れる配管（重大事故の発生防止等のために設置するものも含め、常設、可搬型を問わず本設備に含める。）</p>	<p>（再処理施設には該当施設なし）</p> <p>（再処理施設には該当施設なし）</p> <p>（再処理施設には該当施設なし）</p> <p>（再処理施設には該当施設なし）</p>		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた再処理施設、廃棄物管理施設の設工認作成要領【仕様表記載項目】

<比較検討>

発電用原子炉施設の工事計画に係る手続ガイド	設工認作成要領（案）	工認作成要領（補足説明資料）	備考
<p>○工事計画対象の安全弁又は逃がし弁の母管</p> <p>○制御棒駆動水供給配管等又は気体廃棄物処理系の流体が本流として流れる配管と接続する配管（沸騰水型発電用原子炉施設に限る。）</p> <p>なお、通常運転状態における熱バランス上重要でない配管又は蒸気タービン起動時もしくは停止時の短時間にしか使用しない配管や、ドレンライン及びベントライン並びに計装ラインについては含まない。</p> <p>本設備とする給水処理設備は、タービンの給水の水質を確保するものとして設置される復水脱塩装置及び復水ろ過装置並びにタービンの給水系統へ補給する純水を製造するための純水装置をいう。なお、純水の製造に直接関係しない原水を処理する設備等は含まない。</p> <p>J. 計測制御系統施設</p> <p>ほう酸注入機能を有する設備については、重大事故の発生防止等のために高濃度のほう酸水を注入する主たる流路を構成する範囲の機器を含める。</p> <p>計測装置については、中央制御室等において指示計、記録計又は警報装置により計測結果を監視できる機能を有するもの（法第43条の3の15の施設定期検査中のみに使用するものを除く。）とし、重大事故の発生防止等のために設置するものも含め、常設又は可搬型を問わず本施設に含める。なお、重大事故等時において、プラント状態を推定するためのみに設置するものについては、基本設計方針において記載するものとする。</p> <p>制御用空気設備については、重大事故の発生防止等のために設置するものも含め、常設又は可搬型を問わず本設備に含める。</p> <p>K. 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>固体状の放射性廃棄物（原子炉冷却材圧力バウンダリ内に施設されたものから発生する高放射化された主要な廃棄物に限る。）の運搬用容器としては、炉内構造物取替工事等で発生する高線量の主要な廃棄物（シュラウド及び炉心槽等）を運搬するための専用容器とする（管理区域内の運搬並びに廃棄体となるドラム缶及び鉄箱類を除く）。</p>	<p>H. 計測制御系統施設</p> <p>計測制御系統施設は、「計測制御設備」及び「安全保護回路」、「制御室」及び「制御室換気設備」からなる上記のうち、「計測制御設備」及び「安全保護回路」については、中央制御室等において指示計、記録計又は警報装置により計測結果を監視できる機能を有するものとし、重大事故の発生防止等の為に設置するものを含め、常設又は可搬側を問わず、本施設に含める。なお、重大事故時において、プラント状態を推定するためのみに設置するものについては、基本設計方針において記載するものとする。</p> <p>I. 放射性廃棄物の廃棄施設</p> <p>放射性廃棄物の廃棄施設は、「気体廃棄物の廃棄施設」、「液体廃棄物の廃棄施設」及び「固体廃棄物の廃棄施設」からなる。</p> <p>上記のうち、「気体廃棄物の廃棄施設」は「せん断処理・溶解廃ガス処理設備」、「塔槽類廃ガス処理設備」、「高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備」、「換気設備」及び「主排気筒」から構成され、さらに、この設備のうち「換気設備」は給気系と排気系からなるが、給気系は放射性物質を取り扱わないことから、基本設計方針等の記載対象とする。</p>		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた再処理施設，廃棄物管理施設の設工認作成要領【仕様表記載項目】

<比較検討>

発電用原子炉施設の工事計画に係る手続ガイド	設工認作成要領（案）	工認作成要領（補足説明資料）	備考
<p>L. 放射線管理施設</p> <p>放射線管理用計測装置については、重大事故の発生防止等のために設置するものも含め、常設又は可搬型を問わず本施設に含める。なお、加圧水型発電用原子炉施設の一次冷却材抽出水中の放射性物質濃度を計測する装置のうち傾向を監視するために設置するモニタリング設備（一次冷却材モニタ）はプロセスモニタリング設備とする。</p> <p>プロセスモニタリング設備の「放射性物質により汚染するおそれがある管理区域から環境に放出する排水中又は排気中の放射性物質濃度を計測する装置」にあつては、非常用のもの及び環境に放出する最終段で計測している装置（出口に最も近い箇所計測している装置）を対象とする。</p> <p>換気設備のうち「放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する目的で給気又は排気設備として設置するもの」については、建物内の汚染するおそれがある管理区域に清浄な空気を供給するものとする。なお、「一時的に設置する可搬型のもの」としては、粒子状物質の飛散の防止を目的として、ビニールハウス等で囲んだ作業区域内の空気を吸引するために一時的に設置するものとする。</p> <p>生体遮蔽装置については、原子力発電所放射線遮へい設計規程（J E A C 4 6 1 5 - 2 0 0 8、日本電気協会）に定める遮蔽体の定義によるものとし、技術基準規則第38条、第53条、第74条及び第76条における被ばく評価において機能を期待するものを含める。なお、水は生体遮蔽装置に含めない。</p> <p>ただし、補助遮蔽の要目表記載範囲は、管理区域と非管理区域の境界を構成する生体遮蔽装置とする。</p>	<p>J. 放射線管理施設</p> <p>放射線管理施設は、「出入管理関係設備」、「試料分析関係設備」、「放射線監視設備」、「環境管理設備」及び「個人管理用設備」からなる。</p> <p>本設備のうち、安全機能を有する施設については、基本設計方針等の記載対象とする。</p>		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた再処理施設，廃棄物管理施設の設工認作成要領【仕様表記載項目】

<比較検討>

発電用原子炉施設の工事計画に係る手続ガイド	設工認作成要領（案）	工認作成要領（補足説明資料）	備考
<p>M. 原子炉格納施設</p> <p>原子炉格納容器安全設備については、外部から原子炉格納容器内に注水又はスプレイすることにより圧力又は温度の上昇を抑えるなど原子炉格納容器における閉じ込め機能を維持するための設備及び原子炉格納容器外面へ放水することにより放射性物質の拡散を抑制するための設備とする。重大事故時の対処等のために設置する設備を含め、常設又は可搬型を問わず含むものとする。</p> <p>放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備については、一次冷却材喪失時や重大事故時の対処等のために、原子炉格納容器内、原子炉建屋内又は二次格納施設内の放射性物質又は可燃性ガスの濃度を低減し、放射性物質の閉じ込め機能を維持し、大気への放射性物質の放出を抑制するための設備（原子炉格納容器安全設備に属するものを除く。）とし、加圧水型発電用原子炉施設のアイスコンデンサ型原子炉格納容器を設置している施設での原子炉格納容器水素再結合装置を含むものとする。各設備の水源（沸騰水型発電用原子炉施設及び改良型沸騰水型発電用原子炉施設においては圧力抑制室を除く。）についても含める。なお、格納容器再循環設備については、原子炉格納容器内からの熱除去機能に係る機器等を含むものとする。</p> <p>圧力逃がし装置については、重大事故時の対処等のために設置する設備を含めることとし、放射性物質の放出を低減するためのフィルターを含むものとする。</p> <p>N. その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>非常用電源設備、常用電源設備、補助ボイラー、火災防護設備、浸水防護設備、非常用取水設備、敷地内土木構造物、補機駆動用燃料設備（非常用発電装置及び補助ボイラーに係るものを除く。）及び緊急時対策所を対象としており、以下のとおりとする。</p>	<p>（再処理施設には該当施設なし）</p> <p>K. その他再処理設備の附属施設</p> <p>電気設備、圧縮空気設備、給水処理設備、冷却水設備、上記供給設備、分析設備、化学薬品貯蔵供給設備、火災防護設備、竜巻防護対策設備、溢水防護設備、化学薬品防護設備、補機起動用燃料補給設備、放出抑制設備、緊急時対策所、通信連絡設備を対象としており、以下のとおりとする。</p>		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた再処理施設、廃棄物管理施設の設工認作成要領【仕様表記載項目】

<比較検討>

発電用原子炉施設の工事計画に係る手続ガイド	設工認作成要領（案）	工認作成要領（補足説明資料）	備考
<p>a. 非常用電源設備</p> <p>重大事故の発生防止等のために設置する設備は常設又は可搬型を問わず含むものとする。また、外部からの電源供給を受けるまでの間の電源供給を確保するための燃料タンク等についても常設又は可搬型を問わず本設備に含める。基本設計方針としては配電系統も含めることとする。</p> <p>内燃機関に附属する冷却水設備については、内燃機関（シリンダー部）を直接冷却するシリンダー冷却系とする。</p> <p>冷却設備については、原子炉補機冷却設備を除き、内燃機関及び発電機等から発生する熱を最終的な熱の逃がし場へ輸送する設備とし、重大事故の発生防止等のために設置する設備を含め、常設又は可搬型を問わず含むものとする。</p> <p>b. 常用電源設備</p> <p>発電機、変圧器及び遮断器を要目表記載事項としているが、所内の配電系統も含めて、基本設計方針等の記載対象とする。</p> <p>c. 補助ボイラー</p> <p>補助ボイラーの管については、補助ボイラー本体の管（例：火炉側壁管、バップル管、火炉後壁管、バンク後壁管、バンク側壁管又は蒸発管）、給水管（給水止め弁からボイラーまで）及び蒸気管（ボイラー本体から蒸気止め弁まで）とし、別紙-2に図示する。</p> <p>補助ボイラーに附属する主配管については、給水管（給水タンクから給水止め弁まで）及び蒸気管（蒸気止め弁から蒸気ヘッダー出口止め弁まで）とし、蒸気ヘッダー出口止め弁以降の補助蒸気管は含まないものとする。別紙-2に図示する。</p>	<p>a. 電気設備</p> <p>電気設備は「受電開閉設備」、「変圧器」、「所内高圧系統」、「所内低圧系統」、「ディーゼル発電機」、「直流電源設備」、「計測制御用交流電源設備」、「照明及び作業用電源設備」及び「ケーブル及び電線路」からなり、重大事故の発生防止等の為に設置する設備は常設又は可搬型を問わず含むものとする。また、外部からの電源供給を受けるまでの間の電源供給を確保するための「ディーゼル発電機」の燃料を貯蔵する燃料タンク等についても常設又は可搬型を問わず本設備に含めるものとし、基本設計方針としては配電系統も含めるものとする。</p> <p>上記設備のうち、「所内高圧系統」、「所内低圧系統」、「直流電源設備」、「計測制御用交流電源設備」については、非常用電源設備と常用電源設備を含む。常用電源設備は安全機能を有する設備であるため、基本設計方針等の記載対象とする。</p> <p>b. 圧縮空気設備</p> <p>圧縮空気設備は一般圧縮空気系と安全圧縮空気系からなり、安全機能を有する設備である一般圧縮空気系は基本設計方針等の記載対象とする。</p> <p>c. 給水処理設備</p> <p>給水処理設備は再処理施設の運転に必要なろ過水および純水を確保及び給水する設備としてろ過水貯槽、純水装置、純粋貯槽等からなる。本設備は安全機能を有する設備であるため、基本設計方針等の記載対象とする。</p> <p>d. 冷却水設備</p> <p>冷却水設備は一般冷却水系と安全冷却水系からなり、安全機能を有する設備である一般冷却水系は基本設計方針等の記載対象とする。</p> <p>e. 蒸気供給設備</p> <p>蒸気供給設備は一般蒸気系と安全蒸気系からなり、安全機能を有する設備である一般蒸気系は基本設計方針等の記載対象とする。</p>		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた再処理施設，廃棄物管理施設の設工認作成要領【仕様表記載項目】

<比較検討>

発電用原子炉施設の工事計画に係る手続ガイド	設工認作成要領（案）	工認作成要領（補足説明資料）	備考
<p>d. 火災防護設備 技術基準規則第11条及び第52条で施設要求されている設備であって、火災区域構造物、火災区画構造物、火災感知設備及び消火設備（水源やガスポンベ等含む。）等とする。消火設備の主配管としては、水源やガスポンベ等から火災区画までの母管とし、枝管、弁等については基本設計方針等及び系統図において記載するものとする。なお、消火設備のうち完成品として一般産業品の規格基準へ適合している汎用の消火器については、基本設計方針において記載するものとする。</p> <p>e. 浸水防護設備 外郭浸水防護設備については、防潮堤等の敷地外からの津波・洪水の侵入を防止するための構造物とする。当該構造物に開口部を有する場合には、その閉止板等も含めることとする。 内郭浸水防護設備については、技術基準規則で防護対象としている機器等が設置されている区画で浸水を防護するための壁、扉及び堰（板状のものを含む。）等の構造物並びに当該区画内に侵入した水を排水する設備とする。また、放射性物質を含む液体が管理区域外へ漏えいすることを防止するための措置として設置する堰等を含める。</p>	<p>f. 分析設備 分析設備は、分析試料採取装置、分析試料移送装置、分析装置及び分析済溶液処理系からなる。本設備のうち、安全機能を有する設備に該当する分析試料採取装置、分析試料移送装置は基本設計方針等の記載対象とする。</p> <p>g. 化学薬品貯蔵供給設備 化学薬品貯蔵供給設備は、化学薬品貯蔵供給系、窒素ガス製造供給系及び酸素ガス製造供給系からなる。本設備は、安全機能を有する設備に該当し、「毒物及び劇物取締法」「消防法」等の様々な関連法規に基づく設備であるため、基本設計方針等の記載対象とする。</p> <p>h. 火災防護設備 技術基準規則第11条及び35条で施設要求されている設備であって、火災区域（火災区画）を構成する火災影響軽減設備、火災感知設備、消火水供給設備、固定式消火設備（ガスポンベ等を含む。）、消火器及び防火水槽とする。消火水供給設備や固定式消火設備の主配管としては、水源やガスポンベ等から火災区画までの母管とし、枝管、弁等については基本設計方針等及び系統図において記載するものとする。なお、一般産業品の規格基準へ適合している汎用の消火器については、基本設計方針等の記載対象とする。</p> <p>i. 溢水防護設備 溢水防護設備については、技術基準規則で防護対象としている機器等が設置されている区画で浸水を防護するための壁、扉及び堰（板状のものを含む。）等の構築物並びに当該区画内に侵入した水を排水する設備、遮断弁に加え、重大事故等対処設備でもある止水板及び蓋とする。また、放射性物質を含む液体が管理区域外へ漏えいすることを防止するための措置として設置する躯体堰等を含める。</p>		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた再処理施設、廃棄物管理施設の設工認作成要領【仕様表記載項目】

<比較検討>

発電用原子炉施設の工事計画に係る手続ガイド	設工認作成要領（案）	工認作成要領（補足説明資料）	備考
<p>f. 非常用取水設備 設計基準事故又は重大事故等に対処するための水源又は熱の逃がし場として取水する海水を確保する構築物であり、津波による引波時にも海水を確保するためのものとする。</p> <p>g. 敷地内土木構造物 耐震設計上重要な設備を設置する施設の周辺斜面について、地震による影響で崩壊するおそれのある場合に崩壊防止策として用いられるものとする。 また、重大事故等対処設備の設置箇所（可搬型の場合は保管場所を含む。）及び可搬型設備の運搬等のための道路の周辺斜面等について、地震等による影響で当該設備が使用不能とならないように、崩壊するおそれのある場合に崩壊防止策として設置するものとする。</p> <p>h. 補機駆動用燃料設備（非常用発電設備及び補助ボイラーに係るものを除く。） 重大事故の発生防止等のために必要となる燃料の貯蔵又は移送等のためのものであって、非常用発電設備及び補助ボイラーに係るものを除くものとする。また、ポンプ車のポンプ駆動用の燃料タンク等についても常設又は可搬型を問わず本設備に含める。</p> <p>i. 緊急時対策所 技術基準規則第46条及び第76条で要求されているものとする。</p>	<p>（再処理施設には該当施設なし）</p> <p>（再処理施設には該当施設なし）？</p> <p>j. 補機駆動用燃料補給設備（非常用ディーゼル発電機及び蒸気ボイラに係るものを除く（?）） 重大事故の発生防止等のために必要となる燃料の貯蔵又は移送等のためのものであって、非常用ディーゼル発電機及び蒸気ボイラに係るものを除くものとする。また、ポンプ車のポンプ駆動用燃料タンク等についても常設又は可搬型を問わず本設備に含める。</p> <p>k. 放出抑制設備 重大事故時における放射性物質の放出抑制のために必要となる放水設備、注水設備、抑制設備とする。また、放出抑制設備を運搬するための小型船舶、運搬車も本設備に含める。</p> <p>l. 緊急時対策所 技術基準規則第30条及び50条で要求されているものとする。</p> <p>m. 通信連絡設備 技術基準規則第51条で要求されているものとする。</p>		

仕様表の記載項目 (機種区分：ファン類)

既設工認				発電炉工認				備考			
d. 設計条件及び仕様				2.1 中央制御室換気系							
名称		-		中央制御室送風機 A, B (機器番号)		変更前					
種類		-		○○		中央制御室換気系空気調和器ファン					
設計条件	耐震クラス	-		○○		容量	m ³ /h/個		○○		
	流体の種類	-		○○		吸込口径	mm		○○		
仕様	容量	m ³ /h/個		○○		吐出口径	mm		○○×○○		
	主要寸法	全高	mm	○○		たて	mm		○○		
	主要材料	ケーシング	-	○○		横	mm		○○		
	個数	-		○○		高さ	mm		○○		
特記事項											
				送風機							
				個数					-	○○	
				取付箇所					系統名 (ライン名)	-	○○
									設置床	-	○○
									溢水防護上の区画番号	-	○○
									溢水防護上の配慮が必要な高さ	-	○○
									原動機の種類	-	○○
									出力	kW/個	○○
									個数	-	○○
									取付箇所	-	○○
								設計上の空気の流れ率	回/h	○○	
仕様表記載項目案								備考			
・常設/可搬								<p>【既認可からの変更点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型重大事故等対処設備、常設耐震重要重大事故等対処設備または常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を記載するため、記載欄を追加した。 新規基準にて要求事項が追加となった溢水防護に係る設計情報を記載するため、取付箇所の記載欄を追加した。 新規基準にて要求事項が追加となった内部飛散物に係る設計情報を記載するため、原動機の記載欄を追加する 			
名称		-		中央制御室送風機 A, B (機器番号)							
種類		-		○○							
設計条件	耐震クラス	-		○○ (○○)							
	流体の種類	-		○○							
	最高使用圧力	MPa		○○							
	最高使用温度	℃		○○							
仕様	容量	m ³ /h/個		○○							
	主要寸法	全高	○	○○							
	主要材料	ケーシング	○	○○							
	個数	-		○○							
取付箇所	系統名 (ライン名)		-	○○							
	設置床		-	○○							
	溢水防護上の区画番号		-	○○							
	溢水防護上の配慮が必要な高さ		-	○○							
原動機	原動機の種類		-	○○							
	出力		kW/個	○○							
	個数		-	○○							
	取付箇所		-	○○							
設計上の空気の流れ率		回/h		○○							
特記事項											

仕様表の記載項目 (機種区分：フィルタ類)

既設工認				発電炉工認				備考
d. 設計条件及び仕様 (a) 申請設備に係る系統の構成を第1.2.1.2.5-1図に示す。 (b) 申請設備に係る機器の配置を第2.2.5-1図～第2.2.5-6図に示す。 (c) 申請設備に係る設計条件、仕様表及び構造を以下に示す。				(6) フィルター (公衆の放射線障害の防止及び中央制御室の従事者等の放射線防護を目的として設置するものに限る。) の名称、種類、効率、主要寸法、個数及び取付箇所 (常設及び可搬型の別に記載すること)。 ・常設				
名称		—	第1高性能粒子フィルタA, B, C (機器番号)		変更後			
種類		—	〇〇		緊急時対策所非常用フィルタ装置 (〇〇, 〇〇発電所共用)			
設計条件	機器の種類		—	〇〇		〇〇		
	標準濃度	βγ	Bq/cm ³ [normal]	〇〇		〇〇		
		α	α Bq/cm ³ [normal]	〇〇		〇〇		
		Pu	g/m ³ [normal]	〇〇		〇〇		
	耐震クラス		—	〇〇		〇〇		
	流体の種類		—	〇〇		〇〇		
	最高使用圧力		kPa	〇〇		〇〇		
最高使用温度		℃	〇〇		〇〇			
仕様	容量		m ³ /h/個[normal]	〇〇		〇〇		
	粒子除去効率 ¹⁾		%	〇〇		〇〇		
	主要寸法	全長	mm	〇〇		〇〇		
		全幅	mm	〇〇		〇〇		
		全高	mm	〇〇		〇〇		
		厚さ	mm	〇〇		〇〇		
	主要材料	ケーシング	—	〇〇		〇〇		
		ろ材	—	〇〇		〇〇		
	個数		—	〇〇		〇〇		
				吸込口径		mm	〇〇	
				吐出口径		mm	〇〇	
				たて		mm	〇〇	
				横		mm	〇〇	
				高さ		mm	〇〇	
				個数		—	〇〇	
取付箇所	系統名 (ライン名)		—	〇〇	〇〇			
	設置床		—	〇〇	〇〇			
	溢水防護上の 区画番号		—	〇〇	〇〇			
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ		—	〇〇	〇〇			

既設工認				発電炉工認				備考																																																																						
d. 設計条件及び仕様 (a) 申請設備に係る系統の構成を第1.2.1.2.5-1図に示す。 (b) 申請設備に係る機器の配置を第2.2.5-1図～第2.2.5-6図に示す。 (c) 申請設備に係る設計条件、仕様表及び構造を以下に示す。				へ フィルター（公衆の放射線障害の防止を目的として設置するものに限る）の名称、種類、効率、主要寸法、個数及び取付箇所（常設及び可搬型の別に記載すること。） ・常設																																																																										
<table border="1"> <tr> <td>名</td> <td>称</td> <td>—</td> <td>よう素フィルタA, B (機器番号)</td> </tr> <tr> <td>種</td> <td>類</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> </table>		名	称	—	よう素フィルタA, B (機器番号)	種	類		—	〇〇	<table border="1"> <tr> <td>機 器 の 種 類</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>耐 震 ク ラ ス</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>流 体 の 種 類</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>最 高 使 用 圧 力</td> <td>kPa</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>最 高 使 用 温 度</td> <td>℃</td> <td>〇〇</td> </tr> </table>		機 器 の 種 類	—	〇〇	耐 震 ク ラ ス	—	〇〇	流 体 の 種 類	—	〇〇	最 高 使 用 圧 力	kPa	〇〇	最 高 使 用 温 度	℃	〇〇	<table border="1"> <tr> <td>容 量</td> <td>m³/h/個[normal]</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>よ う 素 除 去 効 率</td> <td>%</td> <td>〇〇</td> </tr> </table>		容 量	m ³ /h/個[normal]	〇〇	よ う 素 除 去 効 率	%	〇〇	<table border="1"> <tr> <td rowspan="5">主要寸法</td> <td>胴 内 径</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>胴 板 厚 さ</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>鏡 板 厚 さ</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>平 板 厚 さ</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>全 高</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> </table>		主要寸法	胴 内 径	mm	〇〇	胴 板 厚 さ	mm	〇〇	鏡 板 厚 さ	mm	〇〇	平 板 厚 さ	mm	〇〇	全 高	mm	〇〇	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">主要材料</td> <td>胴 板</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>鏡 板</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>平 板</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>ろ 材</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> </table>		主要材料	胴 板	—	〇〇	鏡 板	—	〇〇	平 板	—	〇〇	ろ 材	—	〇〇	個 数	—	〇〇							
名	称	—	よう素フィルタA, B (機器番号)																																																																											
種	類	—	〇〇																																																																											
機 器 の 種 類	—	〇〇																																																																												
耐 震 ク ラ ス	—	〇〇																																																																												
流 体 の 種 類	—	〇〇																																																																												
最 高 使 用 圧 力	kPa	〇〇																																																																												
最 高 使 用 温 度	℃	〇〇																																																																												
容 量	m ³ /h/個[normal]	〇〇																																																																												
よ う 素 除 去 効 率	%	〇〇																																																																												
主要寸法	胴 内 径	mm	〇〇																																																																											
	胴 板 厚 さ	mm	〇〇																																																																											
	鏡 板 厚 さ	mm	〇〇																																																																											
	平 板 厚 さ	mm	〇〇																																																																											
	全 高	mm	〇〇																																																																											
主要材料	胴 板	—	〇〇																																																																											
	鏡 板	—	〇〇																																																																											
	平 板	—	〇〇																																																																											
	ろ 材	—	〇〇																																																																											
個 数	—	〇〇																																																																												
特 記 事 項				<table border="1"> <tr> <td colspan="2">名 称</td> <td>—</td> <td>変更前</td> <td>変更後</td> </tr> <tr> <td>種 類</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>フィルタ装置*1, *4</td> </tr> <tr> <td>効 率 *2</td> <td>%</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">主要寸法</td> <td>胴内径</td> <td>mm</td> <td rowspan="10">—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>胴板厚さ</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>鏡板厚さ</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>横</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>管台外径 (ベントガス入口)</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>管台厚さ (ベントガス入口)</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>管台外径 (ベントガス出口)</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>管台厚さ (ベントガス出口)</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>マンホール外径</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>マンホール厚さ</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>マンホール平板厚さ</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>高 さ</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>個 数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">取付箇所</td> <td>系 統 名 (ライン名)</td> <td>—</td> <td rowspan="4">—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>設 置 床</td> <td>—</td> <td>〇〇m</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の 区画番号</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>溢水防護上の 配慮が必要な高さ</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> </table>				名 称		—	変更前	変更後	種 類	—	—	—	フィルタ装置*1, *4	効 率 *2	%	—	—	〇〇	主要寸法	胴内径	mm	—	〇〇	胴板厚さ	mm	〇〇	鏡板厚さ	mm	〇〇	横	mm	〇〇	管台外径 (ベントガス入口)	mm	〇〇	管台厚さ (ベントガス入口)	mm	〇〇	管台外径 (ベントガス出口)	mm	〇〇	管台厚さ (ベントガス出口)	mm	〇〇	マンホール外径	mm	〇〇	マンホール厚さ	mm	〇〇	マンホール平板厚さ	mm	〇〇	高 さ	mm	〇〇	個 数	—	—	〇〇	取付箇所	系 統 名 (ライン名)	—	—	〇〇	設 置 床	—	〇〇m	溢水防護上の 区画番号	—	〇〇	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—	〇〇
名 称		—	変更前	変更後																																																																										
種 類	—	—	—	フィルタ装置*1, *4																																																																										
効 率 *2	%	—	—	〇〇																																																																										
主要寸法	胴内径	mm	—	〇〇																																																																										
	胴板厚さ	mm		〇〇																																																																										
	鏡板厚さ	mm		〇〇																																																																										
	横	mm		〇〇																																																																										
	管台外径 (ベントガス入口)	mm		〇〇																																																																										
	管台厚さ (ベントガス入口)	mm		〇〇																																																																										
	管台外径 (ベントガス出口)	mm		〇〇																																																																										
	管台厚さ (ベントガス出口)	mm		〇〇																																																																										
	マンホール外径	mm		〇〇																																																																										
	マンホール厚さ	mm		〇〇																																																																										
マンホール平板厚さ	mm	〇〇																																																																												
高 さ	mm	〇〇																																																																												
個 数	—	—	〇〇																																																																											
取付箇所	系 統 名 (ライン名)	—	—	〇〇																																																																										
	設 置 床	—		〇〇m																																																																										
	溢水防護上の 区画番号	—		〇〇																																																																										
	溢水防護上の 配慮が必要な高さ	—		〇〇																																																																										

既設工認			発電炉工認	備考	
d. 設計条件及び仕様 (a) 申請設備に係る系統の構成を第 1.2.1.4-1 図, 第 1.2.1.4.8-1 図～第 1.2.1.4.8-3 図に示す。 (省略) (b) 申請設備に係る機器の配置を第 2.2.12-1 図～第 2.2.12-6 図及び第 2.2.12-8 図～第 2.2.12-10 図に示す。 (c) 申請設備に係る設計条件, 仕様表及び構造を以下に示す。			仕様表記載事項としては、前頁のフィルタと同じ		
名	称	—	ミスト フィルタ A, B (機器番号)		
種	類	—	〇〇		
設計条件	機器の種類	—	〇〇		
	標準濃度	$\beta \gamma$	Bq/cm ³ [normal]	〇〇	
		α	α Bq/cm ³ [normal]	〇〇	
		Pu	g/m ³ [normal]	〇〇	
	耐震クラス	—	〇〇		
	流体の種類	—	〇〇		
	最高使用圧力	kPa	〇〇		
	最高使用温度	℃	〇〇		
仕様	容量	m ³ /h/個[normal]	〇〇		
	粒子除去効率	%	〇〇		
	主要寸法	胴内径	mm	〇〇	
		胴板厚さ	mm	〇〇	
		鏡板厚さ	mm	〇〇	
		平板厚さ	mm	〇〇	
		全高	mm	〇〇	
	主要材料	胴板	—	〇〇	
		鏡板	—	〇〇	
		フランジ	—	〇〇	
		平板	—	〇〇	
ろ材		—	〇〇		
個数	—	〇〇			

フィルタ類
レベル2仕様表

既設工認													発電炉工認		備考	
フィルタユニット																
名称	機器の種類	耐震クラス	容量 (m ³ /h/個 [normal])	最高使用 圧力 (kPa)	最高使用 温度 (°C)	寸法				主要材料 ケーシング	個数	構造 ¹⁾	備考	該当する記載程度の申請設備はない (発電炉ではレベル分類による記載分けはしていないため)		
						L (mm)	W (mm)	H (mm)	T (mm)							
固気分離器 A、B気送 廃ガス第1 高性能粒子 フィルタA ^{3) 4)} (機器 番号)	○ ○	○ ○	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○ ○	○ ○				
固気分離器 A、B気送 廃ガス第1 高性能粒子 フィルタB ^{3) 4)} (機器 番号)	○ ○	○ ○	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○ ○	○ ○				
固気分離器 気送廃ガス 第2高性能 粒子フィル タ ^{4) 5)} (機器番号)	○ ○	○ ○	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○○	○ ○	○ ○				

仕様表記載項目 (案)				備考	
名	称	-	第1高性能粒子フィルタA, B, C (機器番号)	<p>【既認可からの変更点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型重大事故等対処設備, 常設耐震重要重大事故等対処設備または常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を記載するため, 記載欄を追加した。 <ul style="list-style-type: none"> 新規制基準にて要求事項が追加となった溢水防護に係る設計情報を記載するため, 取付箇所の記載欄を追加した。 	
種	類	-	〇〇 (〇〇)		
設計条件	機器の種類	-	〇〇		
	標準濃度	$\beta\gamma$	Bq/cm ³ [normal]		〇〇
		α	α Bq/cm ³ [normal]		〇〇
		Pu	g/m ³ [normal]		〇〇
	耐震クラス	-	〇〇		
	流体の種類	-	〇〇		
	最高使用圧力	kPa	〇〇		
最高使用温度	°C	〇〇			
仕様	容量	m ³ /h/個[normal]	〇〇		
	粒子除去効率	%	〇〇		
	主要寸法	全長	mm		〇〇
		全幅	mm		〇〇
		全高	mm		〇〇
		厚さ	mm		〇〇
	主要材料	ケーシング	-		〇〇
ろ材		-	〇〇		
個数	-	〇〇			
取付箇所	系統名 (ライン名)	-	〇〇		
	設置床	-	〇〇		
	溢水防護上の区画番号	-	〇〇		
	溢水防護上の配慮が必要な高さ	-	〇〇		
特記事項		-			

新規基準に伴う設工認の仕様表の記載程度検討 (機種区分: ポンプ・圧縮機類 (回転式/往復式/圧縮機/真空ポンプ))

既設工認										発電炉工認				備考																																																																																																																																					
d. 設計条件及び仕様 (a) 申請設備に係る系統の構成を第1.2.2.2-1図～第1.2.2.2-3図に示す。 (b) 申請設備に係る機器の配置を第2.2.3-2図, 第2.2.3-8図, 第2.2.12-3図, 第2.2.12-5図, 第2.2.19-1図, 第2.2.19-2図及び第2.2.19-5図に示す。 (c) 申請設備は可能な限りステンレス鋼, 炭素鋼等の不燃性材料又は難燃性材料を使用する。 (d) 申請設備に係る設計条件, 仕様表及び構造を以下に示す。										3.1 原子炉冷却材再循環系 (1) ポンプの名称, 種類, 容量, 揚程又は吐出圧力, 慣性定数又は回転速度半減時間, 最高使用圧力, 最高使用温度, 主要寸法, 材料及び個数並びに原動機の種類, 出力及び個数 (インターナルポンプにあつては, 原動機の冷却方法及び定格回転速度を付記すること。)				変更前 再循環系ポンプ*5																																																																																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th colspan="2">—</th> <th colspan="2">冷却水循環ポンプ A, B (機器番号)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">種 類</td> <td colspan="2">—</td> <td colspan="2">〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">設計条件</td> <td rowspan="2">ポン</td> <td colspan="2">耐 震 ク ラ ス</td> <td colspan="2">—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">定 格 容 量</td> <td colspan="2">m³/h/個</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">仕様</td> <td rowspan="4">プ</td> <td colspan="2">定 格 揚 程</td> <td colspan="2">m</td> </tr> <tr> <td>主要寸法</td> <td colspan="2">全 高</td> <td colspan="2">mm</td> </tr> <tr> <td>主要材料</td> <td colspan="2">ケーシング</td> <td colspan="2">—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">個 数</td> <td colspan="2">—</td> <td colspan="2">〇〇</td> </tr> <tr> <td colspan="2">特 記 事 項</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">〇〇</td> </tr> </tbody> </table>		名 称		—		冷却水循環ポンプ A, B (機器番号)		種 類		—		〇〇			設計条件	ポン	耐 震 ク ラ ス		—		定 格 容 量		m ³ /h/個		仕様	プ	定 格 揚 程		m		主要寸法	全 高		mm		主要材料	ケーシング		—		個 数		—		〇〇		特 記 事 項				〇〇		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th colspan="2">—</th> <th colspan="2">再循環系ポンプ*5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">ポン</td> <td rowspan="10">プ</td> <td colspan="2">種 類</td> <td colspan="2">—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">容 量</td> <td colspan="2">m³/h/個</td> </tr> <tr> <td colspan="2">揚 程*4</td> <td colspan="2">m</td> </tr> <tr> <td colspan="2">慣 性 定 数</td> <td colspan="2">s</td> </tr> <tr> <td colspan="2">最 高 使 用 圧 力</td> <td colspan="2">MPa</td> </tr> <tr> <td colspan="2">最 高 使 用 温 度</td> <td colspan="2">℃</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">主要寸法</td> <td rowspan="6">プ</td> <td colspan="2">吸 込 口 径</td> <td colspan="2">mm</td> </tr> <tr> <td colspan="2">吐 出 口 径</td> <td colspan="2">mm</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ケーシング厚さ</td> <td colspan="2">mm</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ケーシングカバー厚さ</td> <td colspan="2">mm</td> </tr> <tr> <td colspan="2">横</td> <td colspan="2">mm</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ケーシング高さ</td> <td colspan="2">mm</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">材料</td> <td rowspan="3">プ</td> <td colspan="2">ケーシング</td> <td colspan="2">—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ケーシングカバー</td> <td colspan="2">—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">スタッドボルト</td> <td colspan="2">—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">個 数</td> <td colspan="2">—</td> <td colspan="2">〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">機</td> <td rowspan="3">原</td> <td colspan="2">原 動 機 の 種 類</td> <td colspan="2">—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">出 力</td> <td colspan="2">kW/個</td> </tr> <tr> <td colspan="2">個 数</td> <td colspan="2">—</td> <td colspan="2">〇〇</td> </tr> </tbody> </table>		名 称		—		再循環系ポンプ*5		ポン	プ	種 類		—		容 量		m ³ /h/個		揚 程*4		m		慣 性 定 数		s		最 高 使 用 圧 力		MPa		最 高 使 用 温 度		℃		主要寸法	プ	吸 込 口 径		mm		吐 出 口 径		mm		ケーシング厚さ		mm		ケーシングカバー厚さ		mm		横		mm		ケーシング高さ		mm		材料	プ	ケーシング		—		ケーシングカバー		—		スタッドボルト		—		個 数		—		〇〇		機	原	原 動 機 の 種 類		—		出 力		kW/個		個 数		—		〇〇
名 称		—		冷却水循環ポンプ A, B (機器番号)																																																																																																																																															
種 類		—		〇〇																																																																																																																																															
設計条件	ポン	耐 震 ク ラ ス		—																																																																																																																																															
		定 格 容 量		m ³ /h/個																																																																																																																																															
仕様	プ	定 格 揚 程		m																																																																																																																																															
		主要寸法	全 高		mm																																																																																																																																														
		主要材料	ケーシング		—																																																																																																																																														
		個 数		—		〇〇																																																																																																																																													
特 記 事 項				〇〇																																																																																																																																															
名 称		—		再循環系ポンプ*5																																																																																																																																															
ポン	プ	種 類		—																																																																																																																																															
		容 量		m ³ /h/個																																																																																																																																															
		揚 程*4		m																																																																																																																																															
		慣 性 定 数		s																																																																																																																																															
		最 高 使 用 圧 力		MPa																																																																																																																																															
		最 高 使 用 温 度		℃																																																																																																																																															
		主要寸法	プ	吸 込 口 径		mm																																																																																																																																													
				吐 出 口 径		mm																																																																																																																																													
				ケーシング厚さ		mm																																																																																																																																													
				ケーシングカバー厚さ		mm																																																																																																																																													
横				mm																																																																																																																																															
ケーシング高さ				mm																																																																																																																																															
材料	プ	ケーシング		—																																																																																																																																															
		ケーシングカバー		—																																																																																																																																															
		スタッドボルト		—																																																																																																																																															
個 数		—		〇〇																																																																																																																																															
機	原	原 動 機 の 種 類		—																																																																																																																																															
		出 力		kW/個																																																																																																																																															
		個 数		—		〇〇																																																																																																																																													
(レベル2 機器)										該当する記載程度の申請設備はない (発電炉ではレベル分類による記載分けはしていないため)																																																																																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名 称</th> <th rowspan="2">機器の種類</th> <th rowspan="2">核的制限値 (L)</th> <th rowspan="2">耐震クラス</th> <th rowspan="2">容量 (L/h/個)</th> <th colspan="2">寸法</th> <th rowspan="2">主要材料</th> <th rowspan="2">個数</th> <th rowspan="2">構造¹⁾</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>H (mm)</th> <th>ケーシング</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>凝縮廃液受槽ポンプ A, B (機器番号)</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>凝縮廃液貯槽ポンプ A (機器番号)</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> </tr> </tbody> </table>										名 称	機器の種類	核的制限値 (L)	耐震クラス	容量 (L/h/個)	寸法		主要材料	個数	構造 ¹⁾	備考	H (mm)	ケーシング	凝縮廃液受槽ポンプ A, B (機器番号)	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	凝縮廃液貯槽ポンプ A (機器番号)	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇																																																																																																							
名 称	機器の種類	核的制限値 (L)	耐震クラス	容量 (L/h/個)	寸法		主要材料	個数	構造 ¹⁾						備考																																																																																																																																				
					H (mm)	ケーシング																																																																																																																																													
凝縮廃液受槽ポンプ A, B (機器番号)	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇																																																																																																																																									
凝縮廃液貯槽ポンプ A (機器番号)	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇																																																																																																																																									

可搬

既設工認	発電炉工認			備考																																																																								
<p>申請設備なし</p>	<p>6.7 低圧代替注水系 (1) ポンプの名称, 種類, 容量, 揚程又は吐出圧力, 最高使用圧力, 最高使用温度, 主要寸法, 材料, 個数及び取付箇所並びに原動機の種類, 出力, 個数及び取付箇所 (常設及び可搬型の別に記載すること。) ・可搬型</p> <table border="1" data-bbox="1231 432 2190 1257"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2" style="text-align: center;">変更後</th> </tr> <tr> <th>名</th> <th>称</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">可搬型代替注水中型ポンプ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">ポンプ</td> <td>種類</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>容量</td> <td>m³/h/個</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>吐出圧力</td> <td>MPa</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力 *2</td> <td>MPa</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度 *2</td> <td>℃</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">主要寸法</td> <td>吸込口径</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>水出口径</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>たて</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>横</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>高さ</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>車両全長</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>車両全幅</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>車両高さ</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>材料</td> <td>ケーシング</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>個数 *3</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>取付箇所 *4</td> <td>—</td> <td>保管場所: 〇〇 取付箇所: 〇〇¹</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: mixed;">原動機</td> <td>原動機の種類</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>出力 *1</td> <td>kW/個</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>個数 *3</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>取付箇所 *4</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> </tbody> </table>					変更後		名	称	可搬型代替注水中型ポンプ		ポンプ	種類	—	〇〇	容量	m ³ /h/個	〇〇	吐出圧力	MPa	〇〇	最高使用圧力 *2	MPa	〇〇	最高使用温度 *2	℃	〇〇	主要寸法	吸込口径	mm	〇〇	水出口径	mm	〇〇	たて	mm	〇〇	横	mm	〇〇	高さ	mm	〇〇	車両全長	mm	〇〇	車両全幅	mm	〇〇	車両高さ	mm	〇〇	材料	ケーシング	—	〇〇	個数 *3	—	〇〇	取付箇所 *4	—	保管場所: 〇〇 取付箇所: 〇〇 ¹	原動機	原動機の種類	—	〇〇	出力 *1	kW/個	〇〇	個数 *3	—	〇〇	取付箇所 *4	—	〇〇	
		変更後																																																																										
名	称	可搬型代替注水中型ポンプ																																																																										
ポンプ	種類	—	〇〇																																																																									
	容量	m ³ /h/個	〇〇																																																																									
	吐出圧力	MPa	〇〇																																																																									
	最高使用圧力 *2	MPa	〇〇																																																																									
	最高使用温度 *2	℃	〇〇																																																																									
	主要寸法	吸込口径	mm	〇〇																																																																								
		水出口径	mm	〇〇																																																																								
		たて	mm	〇〇																																																																								
		横	mm	〇〇																																																																								
		高さ	mm	〇〇																																																																								
		車両全長	mm	〇〇																																																																								
		車両全幅	mm	〇〇																																																																								
	車両高さ	mm	〇〇																																																																									
	材料	ケーシング	—	〇〇																																																																								
個数 *3	—	〇〇																																																																										
取付箇所 *4	—	保管場所: 〇〇 取付箇所: 〇〇 ¹																																																																										
原動機	原動機の種類	—	〇〇																																																																									
	出力 *1	kW/個	〇〇																																																																									
	個数 *3	—	〇〇																																																																									
	取付箇所 *4	—	〇〇																																																																									

ポンプ・圧縮機類 (回転式/往復式/圧縮機/真空ポンプ)

仕様表記載項目案				備考		
・常設/可搬				<p>【既認可からの変更点】</p> <ul style="list-style-type: none"> 可搬型重大事故等対処設備, 常設耐震重要重大事故等対処設備または常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を記載するため, 記載欄を追加した。 新規基準にて要求事項が追加となった溢水防護に係る設計情報を記載するため, 取付箇所記載欄を追加した。 新規基準にて要求事項が追加となった内部飛散物に係る設計情報を記載するため, 原動機記載欄を追加する <p>(補足) ○ポンプ・圧縮機類 (回転式/往復式/圧縮機/真空ポンプ) については, 一部記載項目が異なる (例: 定格揚程⇒吐出圧力) が, これはポンプ/圧縮機類の仕様によるところであり, 記載フォーマットとしてはほぼ統一化されているため, 本紙ではポンプの種類ごとに仕様表フォーマットは整理しない。</p>		
名	称	—	冷却水循環ポンプ A, B (機器番号)			
種	類	—	〇〇			
設計条件	ポンプ	耐震クラス	—		〇〇 (〇〇)	
		核的制限値	L		〇〇	
		最高使用圧力	MPa		〇〇	
		最高使用温度	℃		〇〇	
		定格容量	m ³ /h/個		〇〇	
仕様	ポンプ	定格揚程	m		〇〇	
		主要寸法	全高		mm	〇〇
		主要材料	ケーシング		—	〇〇
		個数	—		〇〇	
取付箇所	系統名 (ライン名)		—		〇〇	
	設置床		—		〇〇	
	溢水防護上の区画番号		—		〇〇	
	溢水防護上の配慮が必要な高さ		—		〇〇	
原動機	種類		—		〇〇	
	出力		kW/個		〇〇	
	個数		—		〇〇	
	取付箇所		—		〇〇	
特記事項		—	〇〇			

仕様表の記載項目 (機種区分：北換気筒)

既設工認			発電炉工認			備考																																				
			(16) 排気筒の名称, 種類, 主要寸法, 材料及び個数 (内筒及び外筒の別に記載すること。)																																							
<table border="1"> <tr> <td>名</td> <td>称</td> <td>北換気筒</td> </tr> <tr> <td>種</td> <td>類</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">設計条件</td> <td>耐震クラス</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>支持地盤の許容支持力度</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>流体の種類</td> <td>〇〇</td> </tr> </table>			名	称	北換気筒	種	類	〇〇	設計条件	耐震クラス	〇〇	支持地盤の許容支持力度	〇〇	流体の種類	〇〇	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">名称</td> <td colspan="2">格納容器排気筒</td> </tr> <tr> <td colspan="2">種類</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">主要寸法</td> <td>内径</td> <td>mm</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>地表上の高さ</td> <td>m</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td colspan="2">材料</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td colspan="2">個数</td> <td>—</td> <td>〇〇</td> </tr> </table>			名称		格納容器排気筒		種類		—	〇〇	主要寸法	内径	mm	〇〇	地表上の高さ	m	〇〇	材料		—	〇〇	個数		—	〇〇	
名	称	北換気筒																																								
種	類	〇〇																																								
設計条件	耐震クラス	〇〇																																								
	支持地盤の許容支持力度	〇〇																																								
	流体の種類	〇〇																																								
名称		格納容器排気筒																																								
種類		—	〇〇																																							
主要寸法	内径	mm	〇〇																																							
	地表上の高さ	m	〇〇																																							
材料		—	〇〇																																							
個数		—	〇〇																																							
仕様	筒身	名称	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒																																							
		主要寸法	出口内径	〇〇																																						
			地上の高さ	〇〇																																						
	主要材料	主要材料	〇〇																																							
		厚さ	〇〇																																							
	支持鉄塔	主要材料	〇〇																																							
基礎	主要材料	〇〇																																								
添付図 (構造図)		〇〇																																								
特記事項		〇〇																																								

仕様表記載項目 (案)			備考	
名 称	北換気筒 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒)		<p>【既認可からの変更点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型重大事故等対処設備, 常設耐震重要重大事故等対処設備または常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備を記載するため, 記載欄を追加した。 <ul style="list-style-type: none"> ・添付図は, 添付書類に位置変更するため, 図面の呼び出しは削除する。 	
種 類	〇〇			
設計条件	耐 震 ク ラ ス	〇〇 (〇〇)		
	流 体 の 種 類	〇〇		
仕 様	主要寸法	出 口 内 径		〇〇
		地 上 の 高 さ		〇〇
	主 要 材 料	〇〇		
特 記 事 項	〇〇			